

第七十二回国会 衆議院 物価問題等に関する特別委員会会議録 第四号

昭和四十八年十二月十一日(火曜日)

午後六時八分開議

出席委員

委員長 平林 剛君

理事 稲村 利幸君

理事 倉成 正君

理事 橋口 隆君

理事 松浦 利尚君

理事 上田 茂行君

加藤 紘一君

羽生田 進君

栗山 ひで君

吉永 治市君

山中 吾郎君

有島 重武君

和田 耕作君

出席政府委員

公正取引委員長 高橋 俊英君

公正取引委員長 吉田 文剛君

公正取引委員長 三代川敏三郎君

事務局長 竹内 黎一君

経済企画庁長官 青木 慎三君

局長 小島 英敏君

局長 宮崎 仁君

計画局長 中川 一郎君

大蔵政務次官 大河原太一郎君

農林省畜産局長 福田 省一君

林野庁長官 福田 省一君

農林省畜産局長 福田 省一君

委員外の出席者

通商産業政務次官 森下 元晴君
通商産業審議官 森口 八郎君
通商産業省基礎産業局長 飯塚 史郎君
通商産業省生活産業局長 橋本 利一君
資源エネルギー庁石油部長 熊谷 善二君
資源エネルギー庁石炭部長 佐伯 博蔵君
農林省食品流通局砂糖糖類課長 永井 和夫君
工業技術院総務部技術審議官 木下 亨君

委員の異動

十二月十一日

辞任 山崎 拓君
補欠選任 越智 伊平君
綿貫 民輔君 片岡 清一君
辞任 越智 伊平君
補欠選任 山崎 拓君
綿貫 民輔君 片岡 清一君

本日の会議に付した案件

国民生活安定緊急措置法案(内閣提出第三号)

○平林委員長 これより会議を開きます。

国民生活安定緊急措置法案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。松浦利尚君。

○松浦(利)委員 私は、まず経済企画庁長官の決意並びに第七十一特別国会における経済企画庁を中心とした政府の皆さん方のとった態度について御案内のとおり、第七十一特別国会におきまして投機防止法が通過をいたしました。そのときに、私たち野党は、政府案を補強するという意味で対策を出したわけでありました。その内容は、今回提出されております附則の投機防止法の修正部分と全く同一視するものであります。われわれはただ単に買い占め、売り惜しみした者が公表だけでは解決しない、少なくとも売り渡し命令をかけるべきである、また現在の通産省なり各省の陣容をもつては、とうていこうしたインフレ下の物価騰貴を監視することはできないので、権限の一部を地方自治体に移管すべきだという提起をしたわけでありました。そのときに小坂経済企画庁長官は、われわれ野党案を歯牙にもかけずに、要は政府案が通れば絶対に現在の騰貴を抑えることはできるのだと答弁し、確約したはずであります。ところが第七十一特別国会で法案は通った、その舌の根もかわかないうちにこの法案を改正しなればならない事態にいま立ち至っておるわけでありました。こうした国会審議のあり方、こうしたただ単に官僚のつくり上げたものを絶対的だとする政府の、あるいは与党の考え方、こうしたものについてこの際大臣がいかに反省をしておられるのか、第七十一特別国会でつた態度は正しかったといまでも思っておられるのか、私はこの際、国民の前に明確にひとつお答えをいただきたいと思うのであります。

○内田国務大臣 今回私も提案をいたしました国民生活安定緊急措置法におきまして、ただいま松浦さんが御指摘なさいましたように、買い占め防止法の強化、改正をいたすことになりました。当時、買い占め防止法を制定いたしました際は、今日の海外からの石油の供給のカット、また値上がり、またそれらを契機としたたまたまのような国民生活の各分野にわたる物資や、またある場合には基礎資材等、広くその価格や需給の混乱が、当時としては予測せられておらなかったということが一つ――それは、今日の石油の事態を予見し得たかどうかという問題にもかかるわけでありますが、もう一つ、いまの自民党政府といたしましては、今回の国民生活安定法におきましても、また前回の買い占め防止法におきましても、できるだけ限りの政府が自由経済のたまえによる経済の運行に立ち入りをして、必要やむを得ざる限度において干渉する、こういう考え方もあったわけでございます。さような見地から、前回の緊急措置法におきましては、野党の皆さん方からせつかつ御勧告があったにもかかわらず、いま申しました二つの理由から、政府案で御可決をいただいた、こういうことであると考えています。

○松浦(利)委員 それはそれでいいんです、そういう考え方でやったのは。それはあなたの方の考え方です。しかし、現実には物価が上がっておるでしょう。物価が上がっておるから、あの法律を国会で審議して早く通せというので、本委員会では一週間に三日ぐらいうって上げたのです。ところが実際に、もう時間がありませんから質問はいたしません、二十一件特定物資に指定をして、具体的にあの発動をしたのは一件なんです。あとは全部任意的に捜査をしたものばかりなんです。経済企画庁で百件ぐらいい。それではどうにもならぬからこの法の改正にきておるわけでしょう。国民の皆さん方は、あの法律が通った物価が安定すると思っておったのですよ。ところが、現実には安定しないから、いま直ちにまた改正でしよう。何カ月もたない間に。この点について、いろいろ石油の事情があるとか何とかいわれておりますけれども、あのときも物価は上がっておったのです。それに、外的事情としての石油の問題がプラスされてきているのが今日の状況です。

からね。一つも反省がないじゃありませんか。それでは、自分たちの出した法案はいまでも正しいと思っておられるのですか。正しければ何も修正する必要はないじゃないですか。私は反省がないと言っておるのです。野党の意見を棄つたことについて、あなたはもう思っておるか、こう聞いておるのです。あなたはそれらに對して全然何らの意思表示もないですね。ただ現状分析をされただけですね。私の質問に正確に答えてください、正しいと思っておられるのか、そうじゃないのか。

○小島政府委員 大臣はこの前の法律案を御審議いただきましておられませんが、私がまさに同一人物でございますので、その意味においてはたいへん責任を感じておるわけでございます。現状は確かに、先ほど大臣も言われましたように、当時とやや客観情勢が違ってきたということ一つあるわけでございます。

それからもう一つ、私、申し上げたい点は、実は当時私どもは、この法律さえ通れば物価が安定するということも申し上げていないつもりでございまして、本来は総需要調整というものが最も重要である、この法律は行政の補完的なポジションを持つものであるということをお話し申し上げた覚えがございます。その意味では、どうも総需要調整の面でもやや時期が失するとか程度が弱いとかという点、これは私も反省いたしておる点でございます。

それから、この法律の施行に関連いたしまして、やはり本庁の人手不足ということもございまして、どうも十分なチェック機能が發揮できなかったという点がございまして、この点は今回反省を加えまして、地方に対する権限委譲等も考えたいという点を考えておるわけでございます。

それから命令に関しましては、実は私もその勸告にすら至らなかったわけでございますから、今度の事態において、やはり事態が非常に深刻化してかなり多くのものについて買占めの動きが出てまいりおそれがあるという事態に對処して、

命令まで——野党がおっしゃいましたような点でございまして、私も、そこまで進もうということに相なつたわけではございまして、決して私も一切無反省ということではございせんことを申し述べたいと思ひます。

○松浦(利)委員 結局、私たちの見通しのほうが正しかったということなんです。政府の考えでおることより、野党の見通しのほうが正しかったということを実証しておると私は思ふ。

そこでこの際、大臣にお尋ねをしておきますが、この緊急措置法案について、野党もこれから十分政府案に對して修正なりあるいは対案というものを提示していくつもりですが、今回は前回とつたような態度に出られませんか。必ず野党の意見に耳をかねて、政府においても、院のほうで修正するという動きがあれば修正するというお考え方に立つておられますか。その点明確にお答えいただきたいと思います。

○内田國務大臣 私がいま政府の責任者として申し上げ得ますことは、今回の法律案を起案するにあたりましては、実は政府としては最善を尽くして起草をし、ここに御提案を申し上げたわけでございまして、しかし私は、この法律自身というものが政府の一方的意思だけでその効果を發揮するものではないに、これは国民の皆さま方、消費者はむしろのこと、生産者も販売業者も、みんなの理解と協力がなければ法律の効果はあげ得ないと思ひます。ところが一つ、それは法律でありますから、この国会に提案いたしました以上、立法権は国会にあるわけでございまして、私もここでせいで御説明を申し上げたり、答弁はいたすつもりでありますけれども、国会の皆さま方のほうにおかれましてはいろいろな御検討をいただくことは、これは当然であると私は思ひます。

○松浦(利)委員 当然であつても、国会で修正しようとしても政府が押さえるんですよ。確かに行政と立法が独立しておるはずなんですけれども、いままでの国会審議というのは、ややもすると政府が出した法案は絶対的に通す、野党の意見には耳

をかきさない。特にこの前の投機防止法がそうだったのです。だから、そういうことがあつたときには、政府のほうはそれに応じますかと、こう聞いておるのです。だいたいようぶですね。修正の動きがあつたときには応じますね。

○内田國務大臣 あまり多言を用いますよりも、いま私が申し上げましたことは速記にも残ることでございますから、いろいろの意味において御判断をいただけてくださると思ひます。

○松浦(利)委員 正確にしておかないとまたごまかされるんですよ。だから、院のほうで、われわれのほうで修正するという動きがあつたときには、政府はすなおにそれに応じますかということ、これを簡単に聞いておるのです。あなたの言っていることは、何言っているか国民はわからないですよ。長官、悪いですが、もっと明確にひとつ答えてください。

○内田國務大臣 決してわからぬことを申し上げておるわけではなく、おわかりいただけたと思ふのですが、もっと簡単に申しますと、私も最善を尽くして提案をいたしましたものであります。が、当院において、国会において与野党協議の上、私どももなるほどどうもだと思ふ点がございまして、私はそれは当然院のお考えに従うのが、この法律を動かす上からはいいだろうと考えております。

○松浦(利)委員 このことではいろいろ議論しておつても時間を食うだけですから、私のほうから再度念を押しておきます。院のほうで修正するという動きがあつたときには政府はこれに關与しないこと、そのことを私は要求として申し上げておきます。答弁の中にもそのことはあつた。いろいろ理解をされているということですから、そういうふうな理解をさしていただきます。

で私は具体的に各省にお尋ねをいたします。まず第一点。総理は所信表明の中で、物はあるんだ、物資は不足しておらない、だから国民の皆さん、ひとつ買い急ぎとか買いだめをしないでくれ、こういうことを国会で言われたわけでありまして、だから、国民が買いだめしなければ、あるいは買い占めなければ物はあるんだということ、盛んに言っておられるわけでありまして、事前には私はお願いをしておきました。いまたいへん問題になっております灯油、それから砂糖、小麦粉、合成洗剤、紙、それからプロパンガス、木材の中の合板、セメント、これが物資があるということ、でありますから、現実にとれだけあつて、それがどこにあるのか。国民が買おうと思えば買えるのか、その点をひとつ具体的に国民の前に、ただばく然と、いや生産がどうですかありませんよ、ではなくて、ここにこれだけあるから国民の皆さん心配しないで、買いだめ、買い占めするな、これだけある、こうだ、その具体的な数字を各省、事前にお願ひをしておきましたから、ここを出していただきたいと思ふのです。通産省のほうからやってくれませんか。——おかしいじゃありませんか。

私は事前に通産省に對して、通産省所管のものについて具体的に数量と、どこに何があるのか、そういうことをちゃんととってくれと言つておいたじゃありませんか。

○橋本政府委員 まずセメントについてお答えいたします。セメントの十月の在庫は三百九十九万七千トンでございます。このうち工場内の在庫は百七十一万五千トン、工場外の在庫は百四十八万一千トンでございます。

それから次に紙でございますが、紙の十月末現在の在庫量は四十一万七千二百二十トン、このうち紙が二十八万七千八百九トン、板紙が十二万九千三百一十一トンでございます。

○松浦(利)委員 私があなたにお願いしたのは、数字はわかつておるんですよ。だからこの数字で、買いたいものがどこにあるかと聞いておるので

す。消費者は買に行かなければいかぬのです。数字で消費者は物を買うんじゃないんですよ。消費者はいつもこれでごまかされておる。数字ではあるのだけれども、行ってみたら物が無い。だからこれはどこにあるのですか、こう聞いておる。だからそれがどこにあるのか言ってくさい。

○飯塚政府委員 私より合成洗剤の關係につきまして御説明申し上げます。なお、いま先生追加して御質問なさいました点につきましては、私のあとで橋本局長から答えるようにいたしたいと思ひます。

合成洗剤につきましては、大手五社の生産並びに出荷のシェアは八〇%でございますが、十二月十日現在でこの大手五社につきましては調査をいたしたわけでございまして、それによりまして在庫量は、これはメーカー在庫でございまして、一万三千六百トンでございます。これは通常の最近の月の生産の約七分に当たるわけでございまして、このほかに卸段階並びに小売り段階に在庫があるわけでございまして、卸、小売りにつきましては明確な数字をつかむことは困難であつたわけでございまして、大体私もメーカーそれから卸等サンプルの引いてみますと、現在手持ちをいたしておりますのは七日ないし十日分ぐらいというふうに考えておるわけでございまして。

○橋本政府委員 紙について申し上げます。

二十八万七千八百九トンというのはいまメーカー在庫でございまして、そのほかに代理店在庫が十三万六千二百三十四トン、それから卸商の在庫が十三万四千六百三十三トンでございまして、小売店にはいまいかにあるかということとは統計的に確認できておりません。

それからセメントにつきましては、先ほど申し上げました工場内在庫あるいは工場外在庫のほか、この十二月の十日から小口需要に対する供給を確保するために、二百五十万袋のセメントを全国一円の小口需要者に供給するためにあつせん所を再開いたしております。あつせん所のほうに御連絡いただければ、十二月分をいたしまして二百

五十万袋の小口需要に対する供給を準備いたしております。

○熊谷政府委員 LPGにつきましては、十一月末の在庫、まだ暫定的な数字でございまして、七十四万二千トンでございます。

それから灯油でございますが、灯油につきましては十月末の期末在庫は五百八十七万一千キロでございます。松浦(利)委員「それはどこにあるのですか」と呼ぶ。これにつきましては、いずれもこれはメーカーの在庫でございまして。

○福田政府委員 合板につきましてはお答えいたします。

前もって御質問ございましたが、在庫についての現時点での各段階すべてについての詳細な状況は把握してございませぬけれども、御指摘ありました二・七ミリ、三尺・六尺の合板の生産、これにつきましては最近に至るまでは大体順調に推移しておりました。一方需要につきましても、金融の引き締めによりまして減少傾向を示しておつたのでございまして。

ところで、最近の動きについて聞き取り調査をいたしましたところ、卸売り問屋、それから商社、メーカー、これは大体商社とメーカーは八割二割くらいになっておりますけれども、その入手量は最近ほとんど変わっておりません。二次加工工業それから小売り業、そういった段階で在庫は相当最近に減少しておりました。これらの段階で、だいたい減つておつた在庫をふやす傾向が出ておるのでございまして、大体、推定も入つておりますけれども、現在三億平米ぐらいであらうというふうに推定されます。

○永井説明員 概数でございまして、十一月末の大手全日本精糖工業会加盟メンバー各社の在庫が約八万トンあると思われまして。

それで大体溶糖した数量をそのまま市場に流通させておりました。十一月には二十三万トンを溶糖いたし、そのまま市場に出してございまして。流通段階におきます在庫は不明でございまして、私どもが緊急対策をとりました十一月二十日前後に

おきましては、確かに、一部の小売りに品物がないという状況がございましたが、現在私も調査いたしましたところによりまして、品物は各店に出回つておるといふことで、現在流通段階は順調に回つておるといふこと、かように考えておるわけでございまして。

○松浦(利)委員 いま、それぞれ各省からお話がありましたけれども、一つの例、セメントですね、現実には十二月一日から、四百八十円だったものが六百五十円になつておる。しかもない。それで先ほど、通産省のほうから、最近在庫を放出する、小口需要に対してセメントの放出をする、と答弁なさいましたね、二百万袋。合板は十二月一日から三百八十円が七十四円上がつて四百五十円になつておるんです。ところが小売りではそれもない、いまいんです。それが小売りにいたしまして、もう御承知のようにトレットペーパーが紛失をして、あれだけ騒動を起した。その品物がいま出回つておるといふことも事実です。砂糖もあれだけ騒いだ。確かに、品物が出回つていたことは事実です。おそらくセメントも合板もまたこういうことになるんでしょ、あるいは合成洗剤にしても物が不足して国民の皆さん方買いあさつた。実際にいま出ておりますが、確かに出ておる。ところが問題があるのです。それは御承知のように、価格が全部上がつておるのです。結果的に国民が得たものは、価格が上がつたということだけしかないのです。価格が、上がる前よりも相当大幅に上がつておるものがある。

そこで大臣、お尋ねいたしますが、この法案が通るともう二度と物が不足するということはない、また価格が上昇するということもない、逆に価格が上昇したものは価格が下がる、そういう役目をこの法律は果たすことができませんか。

もう一ぺんお尋ねをいたします。あの混乱があつて国民が得たものは、価格が上がつたということだけなんです。物がなないときは、必ず国民の手元に物が行きますか。価格が上がつたときには、もとの値段に価格を下げることでございます

か。国民生活を安定するためのこの法案は、そういう特質を持った法案であると大臣はここで断定できますか。その点をひとつ明確にお答えいただきたいと思つたのです。

○内田国務大臣 いま松浦さんが御指摘になられたようなことも、私もそのまゝ放置をいたしたに実は感じます。これをそのまま放置をいたしますと、一そう価格なり需給なりが不安になることを私も心配いたさなければならぬので、それで今回この法案を御審議をいたしたわけでございまして、この法案が成立いたしました後におきましては、御指摘になりましたようなことがないように、できる限りひとつ私どもは、この法案の効果を如実にあらわしていくような努力をいたしたいと思ひます。たとえば標準価格のきめ方についていたしまして、また物の需給が一方に片寄つておりますような場合の出荷とかあるいは輸送とか、そういうものの調整とかいふようなことを、できる限りこの法案を背景として努力をいたしまして、そして国民の皆さん方に心配がないようにしたいということが、この法案を出します私どもの願いでございます。

○松浦(利)委員 それじゃ具体的に農林省の方にお尋ねをいたします。

いま農林省のほうでは牛乳の値段が問題になつております。おそらくこれは行政指導でいろいろ苦勞なさつておるのしょう。ところが牛乳というのは、主食に次ぐたいへん重要なものです。それで現にいままでも再三、この牛乳の値上げという問題は混乱を起した。それじゃこの国民経済安定法が通れば、そういったことはなくなりますか。絶対に国民経済安定法というワケ内に牛乳が入りますか。明確にお答えをいただきたいと思つております。

○大河原(本)政府委員 お答え申し上げます。

御案内のとおり、飲用乳につきましては、生産者段階におきます配合飼料の値上げ、これは国際的な需給關係から、本年に入りまして約五割近い値上がりでございまして、その他労賃の値上がりというふうなことから、生産者段階における飲用乳価

の値上げの熾烈な要請がございまして、この秋以来乳業者と生産者の間で種々なる話し合いが行なわれたわけですが、最近キロ当たり十五円の値上げということで、原乳の値上げが行なわれたわけがございまして、その後乳業者なりあるいは配達店等においても、それぞれ労賃その他値上げ要因がございまして、われわれといたしましてはただいま先生申し上げましたように、時期とか値上げの幅につきまして節度のある、乗性のないような価格改定ということについて現在指導中をございまして、コストのアップ要因というものを最大限に切り詰めまして、むしろこれらの安定法の対象にならないように、指導によって適正な価格で落ちつくように最大限の努力を払っておるといのが、今日でございまして。

○松浦(利)委員 いま畜産局長が言われたことは、それでは農林物資で具体的に国民生活安定法の対象になるのは何ですか。あります。

○大河原(太)政府委員 お答え申し上げますが、農林物資はそれぞれ国民の食生活なりその他に関連する物資が多々ございまして、したがって、その商品の性格とかあるいはその時期における価格の動向というようにございまして、それぞれ判断していくべき問題であるというように考えております。

○松浦(利)委員 法律の適用を受けるようになりますか。この安定法のワケ内に入るようになりますか。

○大河原(太)政府委員 お答え申し上げます。

国民生活に関連の深い物資につきまして、異常なる価格上昇等の事態が起りますれば、制度として当然それを取り上げられるべきものと思っておりますが、先生御指摘の飲用牛乳等につきましては、そのような事態がないような、それぞれの生産者なり関係業界、それぞれの節度のある価格の改定ということにいたすよう万全の努力をしておるところでございまして。

○松浦(利)委員 これは大臣じやなくても物価局長でもけっこうですが、具体的にお尋ねをします。

たとえば合板なら合板だけが異常に値上がりをしたときには、この対象になりますか。投機防止法じやありません。投機防止法は、これは附則ですから、本体の対象になりますか、合板だけ値上がりしたときには。

○小島政府委員 この法律は、標準価格のところでも、物価一般について高騰または高騰のおそれがある場合というのがかかっておりますから、もし一般的に物価水準が値上がりの状況が少ないう場合には、標準価格自身も発動の対象になりませんけれども、現在のような状況であれば、一般的に要件を満たしているというふうに考えます。その中で、合板なら合板の価格が非常に高騰するということになりすれば、当然これは標準価格その他の対象として考え得るということにございまして。

○松浦(利)委員 それでは、物価局長に具体的にお尋ねいたしますが、だから、個別物価が上がっても対象にならないわけでしょう。全体の物価あるいは経済情勢が異常な状態の中における物価高というものが対象になるのであって、砂糖が値上がりしたから、あるいはトイレットペーパーが値上がりしたから、あるいは紙が特別に値上がりしたから、あるいは洗剤がなくなったから、こういうことだけでは対象にならない。要するに、経済全体の中における、全体が物価が上昇したときにおいてのみ発動される法案なんですよ。個別物価は全然対象にならないのでしょうか、これは。

○小島政府委員 おっしゃるとおりでございましてけれども、いま申しましたように、卸売り物価も消費者物価も一年前に比べて二けたというような事態は、明らかにこの前段の要件を満たしていると考えますので、このような状態では個別物価が上昇する場合には、当然これは対象に考えるということにございまして。

○松浦(利)委員 これは大臣、いま物価局長が、今日のような卸売り物価二けた、十一月中旬で二・一・五%、消費者物価が十月末で一四・五というような異常な状態はこれの対象になる、こう言っ

ておられましたね。こういった状態だけでいい。一体、ここでいって、第一条の「異常な事態」というのは、どういうときをいうのですか。この法案が発動する境界はどこですか。大臣に聞いておるのですか……。

○内田国務大臣 これには二つのワケがかかっておりますが、第一のワケは、これは物価ということばを使っておりますが、個々の商品の価格ではない。一般物価、消費者物価、卸売り物価等が高騰しているような環境にあることが一つでございまして、私はいまそういう状態にあると思っております。そういう状態の中において、今度は個々の生活関連物資あるいは国民生活上重要な物資の価格、物の個別の価格が著しく上がったときには私はこの法律が発動して、このどの条文が発動するかという点については、標準価格をつくる場合もございまして、あるいはまた標準価格がつかないが、物の需給が非常に片寄っている、それで値段はともかく、とにかくどこかあるところから早く持つていけというふうなそういう場合もございまして、そういう条項も発動をさせ得ると私は考えております。

○松浦(利)委員 どうも大臣はことばだけだから国民も非常にわかりにくいのですよ、たいへん失礼ですけれども、ですから、これは大切なことで、すから物価局長にお尋ねします。小島物価局長にお尋ねいたしますが、「異常な事態」という判断は、一体どこですか。確かに二けたは異常だ。それじや二けたじやなければ異常じやないわけですか。一体異常という境界はどこなんですか。

○小島政府委員 なかなか前年同期比で何%以上が異常かというところは、現在の段階で一律に申しにくい点がございまして。たとえば七%ならよくて八%ならいかぬのかというふうなところは、あらかじめ何%ということを決めることはいかかと思ひますが、いずれにしても、そういう政府の見通しなんかに対してかなり上回っているとかあるいはそれまでの趨勢に比べて相当急上昇するとかい

う場合にはこの要件を満たすものと考えます。それから前年同期比だけでございまして、前年同月に比べればたいしたことはないけれども、たとえば一月、二月の間に相当な勢いで急上昇を始めたとするような場合も、これは当然一つのケースと考えられますので、その辺を必ずしも前年同月にこだわらずに、いわゆる瞬間風速的なものがたとえ三ヶ月の間に相当急上昇をするというふうな場合にも、やはり本件の発動を考慮するといふふうに考えております。

○松浦(利)委員 そうすると、この法案というのはきわめてあいまいな法案ですね。発動しようと思えばいつでも発動できるし、発動しないと思えばいつでも発動できない。いまあなたは、二けたが異常だ、こう言われたけれども、かりに二けたというのがもう恒常的なものになってしまつて、ずっとそういう状態が平均化されてしまつたといふときには、異常ではなくなる。非常に基準があいまいでしょう。その点はどうなんですか。

○小島政府委員 二けたがかりに定着いたしましたも、預金金利に比べて相当高いような水準で価格が定着するといふようなことは、私もやはり異常な事態と考えておりますので、これはそういう状態が定着しても十分この要件を満たすといふふうに考えております。

○松浦(利)委員 それじや二けたが異常だといふことがわかりましたね。それじや、対前年度比とかなんとかじやなくて、かりに政府の経済見通しが七%あるいは物価の見通しが幾らという数字が出ますね。具体的に今年度は五・五、実質的にはこれは修正されましたけれども、かりに五・五が修正されて一三になりましたね。そうすると、一三に物価指数を修正した場合、異常事態といふのはなくなるわけですね。政府が経済見通しを変え、政府が物価指数を変え、そうすれば、異常事態といふのはなくなるわけですね。五・五に対しては異常だが、一三に対しては異常でない、そういうことも解釈できるわけじやないですか。

○小島政府委員 一三%という数字は、本年度の

異常事態を事後的にある程度追認せざるを得ない形であらう数字になりましたので、本来一三%自体が私は異常だというふうに考えております。したがって、政府見通しを改定したら、それに基づいてまたそれを上回らなければ異常だというふうには考えていないわけでございます。

○松浦(利)委員 それじゃ、非常に大切なことですから、くどいようですがもう一回お尋ねいたしますが、初めから政府の見通しが二けたであった場合は、それをこえるものは異常だと見ていいわけですね。

○小島政府委員 おっしゃるとおりと思います。

○松浦(利)委員 私は非常にふしぎだと思っております。初めから異常事態というものを想定して目標を立てることも異常だけれども、こういう法案を発動させることを前提にしてそういう目標を出すというなら、これまた異常だと思ふので、私は狂つておると思うのですよ、政治そのものが、私はここでいまいろい議論をしたことは、ここに書いてある「異常な事態に対処する」という考え方が非常にいいまいなんです。やろうと思えばやれるし、やらぬと思えば抜かなくても済むというような感じ方ですね。

そこで、私は具体的にもう一ぺんお尋ねをしておきますが、LPGですね。これをずつと調査していったのです。ところが、このプロパンガスとずつと調査をしてみたりまして最終的に、これはあつたら公取の委員長にお尋ねをいたしますね。人為的にカルテルが行なわれていたわけですね。やみカルテルが行なわれておる。非常に高い便乗価格になっておるわけですね。たまたま追及していったからこれはわかつた。末端価格を追及してみても、そしてこういふばかげた、個別物価で五倍にも近い上昇を見込んだような価格が生まれてきた場合、今度逆にプロパンならプロパンが五倍なら五倍という高値に末端でなつた場合、これはこの法案の対象になりますか。ほかのものは一・二倍か一・五倍くらいだけれども、特定物資だけがばあつと五倍ぐらゐ値上がりしておる、こ

ういった場合は生活安定法は発動いたしますか。

○小島政府委員 要件は満たしていると思ひます。

○松浦(利)委員 それでは個別物価ですね。この国民生活安定法というのは個別物価の上昇である。たとえばタマネギならタマネギが非常に上昇した、特定のものが非常に上昇した、そういう場合も適用されるのです。あなたは先ほど、異常事態という背景がなければだめだ、こう言われたのです。ところが、ほかの物価が大体一・五ぐらゐ上がつておるのに特別なやつだけが五倍、六倍上がった場合は発動する、こう言われたんだから、修正ですね。

○小島政府委員 私が先ほど申しましたのは、いまのような二けたというふうなことがおさまります。消費者物価がたとえば五、六%ぐらゐの趨勢に落ちつく、卸売り物価も少し低い水準に落ちつくというふうなことになる場合、これは、あるものの価格がたまたまかなりの暴騰を示し、しましても、これはなかなか本法の発動には至らない、そういうことでございまして、現在のようないな状態であれば、これはあるものの価格が暴騰いたしましたすれば当然対象に考えるということでございます。

○松浦(利)委員 私は質問で、一・五倍に全体が上がつて特別なやつが五倍に上がった場合と聞いたがあなたも、発動する、こう言われたのです。それは修正でしよう。違ふのでしよう。ほかの物価が平均して一・五ぐらゐしか上がらないのに特別なやつが五倍に上がったときはどうかと聞いたが、あなたは発動すると言われたんだけれども……。

○小島政府委員 ほかのものが一・五倍になるといふことは、これは非常に大きな物価の上昇を意味するわけでございますから、これは当然一般的な要件を満たすということでございます。その上でさらに五倍にもなつておるものは当然対象になるということでございます。

○松浦(利)委員 それじゃくどいようですが、ほかの物価がわかつた場合とどうですか。一・五というのを修正して、一・二ぐらゐあるは一・三ぐらゐしか上がらないのにはかゝ五倍も上がったときはどうですか。発動しますか。

○小島政府委員 ほかのものが一・二とか一・三の場合は、要するに物価指数の上昇率が二〇%、三〇%ということでございますから、これは当然発動の対象になるということでございます。

○松浦(利)委員 一・二ですよ。二十四のものが二十二円になるのですよ。一・二だからね。

○小島政府委員 一・二倍ということとは、百円のものが百二十円になるということでございます。

○松浦(利)委員 失礼しました。私の言つておるのは、一・二倍じゃなくて一・二%です。全体が一・二%ずつ上がつて、ほかのやつが倍に上がる場合のことを聞いておる。その場合はどうですか。

○小島政府委員 一般的に値上がりその程度でございまして、これは法律の発動でなくて、そのものについて行政指導を強力にやることによつて処置すべきものというふうな考え方をしております。

○松浦(利)委員 先ほどの私の数字の間違ひは訂正します。一・二倍というのは修正しておきます。

それでは、この国民生活安定緊急措置法案というのとは今日のような事態だけであつて、かりにこれを発動したとすれば、いま直ちにこの緊急措置法の対象となる物資は、どういふ物資がありますか、いますぐ対象となる物資は……。

○小島政府委員 本法が成立いたしました場合には、私どもは相当品目について標準価格等を設定していくことになると思ひますけれども、現在の段階で各省といふいろいろ詰めておりますので、本日段階でその品目の候補を申し上げることは差し控えてさせていただきますと思ひます。

○松浦(利)委員 それは私は早急に出してもらいたいと思ふ。この法案が直ちに通過した場合に、どういふものがこの法律の指定になるのかというこ

とを各省早く詰めていただいて明らかにしていただきたいと思ふ。なぜそれを言うかという、どういふものが対象になるかわからないのです。いまの概念的な、数字的なものはわかりましたけれども、しかし具体的なものを例示してもらわないと国民はわからない。その点をひとつ明らかにしていただきたいと思ふのです。

そこで、もう時間がなくなつてきたのですが、公正取引委員会のほうにお尋ねをしたいと思ふのです。

それで、公取の委員長は、公取という機構は、権限は、独立しておるというふうになつておると私は思ふのです。公取の権限は独立しておる。その独立しておる公取の委員長が、わざわざこの緊急措置法案をつくる段階で、自民党、与党の生活緊急対策本部の委員が何かになつておられるという話を聞いた。事実かどうか確認しておられませんか。同時に、あなたの方々が通産省に対してこういうふうにしなさいよといつて覚え書きを結ぶなら、これはまあ話はわかる。逆に通産省のほうからあなたの方々が呼ばれて、こういうふうな覚え書きをつくれとこう言われるのは、どうも独禁法の番人である公取の委員長としてはすべきことじゃないと思ふのですが、その委員のメンバーであるのか、それから公取の委員長は、そういうふうには呼ばれて、呼ばつておられたかどうか別にしまして、そういう覚え書きを結ぶことについてあなたはどう思つておられますか、通産省から言われて結ぶということについて。

○高橋(俊)政府委員 私はいまおっしゃられました対策本部のメンバーに確かに入つておりました。現在それはもう法案が提案されましたから、そういう法案作成の意味での機能はなくなつていくわけだと思ひますが、あの本部のメンバーになることは、私としては、私の考えを申し上げますれば「公正取引委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う」という条文がございまして、それと立法措置とは違ふというふうに思ひます。つまりそうであると思ふと、私どもが独禁法につ

いて、たとえば改正法案を提出しようとする、改正をしようと思ひますと、これは結局は内閣によつてきめられなければ法案にならないわけですね。私も直接の提案権を持つておりません。ですから独立してその職権を行なうというものはある程度広く解釈すべきだと思いますが、法律によつて与えられた職権を行使するにあたっては総理大臣の言うことも聞いてはならないというか、聞くべきでない、こういうふうな解釈すべきでありまして、立法の段階において、私どもの法律ではありません、直接の法律ではありませんが、しかし最初の段階では原案にはカルテル条項というのが入つておるといふ状態でありましたから、そういうところについて意見を述べることができたほうが私としてはよかったのではないかと判断しております。その点は法律の解釈に関する問題でございますから固執しませんが、私としてはそう考へております。

それから覚え書きの作成も実は呼びつけられてつくつたという事情ではございません。これだけははっきり申し上げておきます。

○松浦(利)委員 私は公取というのはいささか権威を持つてもらいたいと思つたのです。やはり生活本部の委員などになるべきじゃないと思つたのです。独禁政策を監視する立場にある委員長ですから、あなたがそういうふうなふらふらすると、国民はどこにたよつていいかわからなくなるわけですね。そこでこの覚え書きについてはもう時間がありませんから詳しくお聞きをいたしませんので、お尋ねをいたします。

いままで公取は覚え書きを二回結んでおるのです。その第一回は昭和四十一年度に「産業の構造改善の推進に関する独占禁止法の運用について」といふ覚え書きを通産と結んでおるのです。この覚え書きを中心にして、御承知のように企業界の寡占化というものが進んでいったのです。寡占化というものが進んでいった。その寡占化が進んでいく過程で、寡占価格なりあるいは管理価格というものがたいへん問題になつてくるという一

つの条件をつくり出された。いまた覚え書きを結ばれた。その覚え書きをいろいろと申し上げませんが、要はこの覚え書きは政府が指示監督した系列での業者における価格、数量などを守らせる。政府が指示監督して、業界に数量、価格を守らせるものについては、これはカルテルではありません、こういう覚え書きですね。

そこでお尋ねをするわけですが、一体政府が業者を抜きにして価格やあるいは数量を指示する、あるいは決定をするということは一方的には私はできないと思ふ。やはり、そこでは、業界の皆さん方の意見を政府が聞く。そして業界の皆さん方の意見を聞いた中で政府が判断をする。業界を抜きにしてはなしと思ふのです。

一つの例であります。かりに三百八十円の灯油価格というものを業者の皆さん方に話をする。そのことは、政府が三百八十円にせよといつて要求したのだから、それはカルテル行為でないといふふうな言つておるわけですね。そういうふうな言つておられる。ところが、その場合に、集まつた業界の人が、せっかく集まつたのだから、通産省のお役人さんがある前で、かりにプロパンガスの話をした、かりに石油の話をした。ところが、政府が指示した灯油については、これはそのワケ外だけれども、そこでそういうプロパンガスなりあるいは石油の話が出たときには、これはやみカルテルですよ、こういうことになるわけですか。そういうふうにする自信がありますか。その点ひとつお聞きしたいと思ふ。

○高橋(俊)政府委員 この覚え書きは、数量の面とそれから価格の面とが文字にあらわれております。しかし、いまおっしゃられたもののうちで、わかりやすいほうから申しまして、価格については、そこに「標準価格等」云々とあります。それが(○)にありまして、次の(○)の条項では、「違反者に対する出荷停止等」となつております。

これは実はつくり方がまずいから、急いで非常に短時間の間に最初つくりました、はつきり申しまして非常にいいとは思ひませんが、それ

は両者はつなげて読むべきことでありまして、そこにある標準価格は末端の価格でございます。確かに、いまおっしゃられた三百八十円といふような価格をさしてあります。メーカー価格ではございません。したがって、その三百八十円という小売り価格を、まあ実際にはむずかしいと思つておりますけれども、とにかくそれを上回つて売つた者に対しては出荷を停止するという措置をとつてもらいたい。実際にそうあるかどうか知りません。しかし、そういう協力措置をとることを上の段階、つまりメーカー等の段階に、それを求めるということでありまして、私も私としては、あえてこれは違法な行為ではない。末端価格をメーカーが拘束するのではありません。末端価格違反になります。しかし、そうではなくて、政府がきめた価格を守ることを協力させようという趣旨であります。

それから、数量の点につきましても、いまこの非常に緊急の場合におきまして、通産省といへども、十分な言つてみればほんとうの意味の統制体制はとれない。まあとりこ段階であります。ある程度は業界の助けをかりるといいますか、協力を求めるということも、必要最小限の範囲では許されていいのではないかと私は思ひます。しかし、それは、具体的に各項目にわたつて一々政府の公権的な介入措置がなければならぬ、こういう了解になつております。かつては業界におまかせする、こうなつてしまつてはカルテルを認めたも同然でございますから、それは私のほうではお断りする。こういうことは、了解事項としてお断りする。上にいくつ書いてありますけれども、それはどの項目にも入るわけではございません。こまかい点まで介入していく、できるだけ官庁側が介入することによつて業界のかつてな話し合いは許さないという趣旨でございます。カルテルまがいのことになれば、私のほうから嚴重その点は正してもらつてもいいので、カルテルを認めたという一般の誤解はこの際ぜひとも払拭していただきたいという感じを持っております。

○松浦(利)委員 通産省自体が独自にきめることができればこれは別ですよ。通産省にそういう機能があると言われれば別ですよ。しかし、通産省といへども、業界の意見を聞かざるを得ないでしょう。ですから、極端に言うとも、もっと具体的に言ひますと、通産省が入つておるけれども、実際は業者間で話をして価格がきまる。こういう価格でどうしようかといふことで、政府との間を話をして、価格がきまってくるわけですね。そういう場合が実際にあるわけですよ。そういう場合、この覚え書きで抜けるわけではなし。通産省が入つておるけれども、実際に話し合いの中心は業界だった。しかし、業界が中心だけれども、最終決定にはやはり政府の資料を持ち込んで政府も一緒に入つてきめた、そういう場合には、数量、価格については、これで除外されるわけではなし。

○高橋(俊)政府委員 少なくとも価格の点について、いまおっしゃられた点は、たとえばメーカー価格と今度の標準価格の案を見ましても、メーカー段階がございまして、その価格をメーカー同士の話し合いの中に政府が介入してきめる、これはそこに書いてある趣旨とは違ひます。それは明らかにそれを禁止するといひます。私のほうでは認めておりません。そういう趣旨のものではなくて、つまり同じメーカー段階での標準価格をきめるのにメーカーの意見を聞く、そういうようなことではなくて、それは政府がきめる。資料を供給することは当然でございます。いろいろそれは必要な資料としておるのはいけけれども、話し合いをして標準価格をきめるというふうな筋合いのものではないと思ひます。政府のほうが一方的にきめることだと私は思ひます。

○松浦(利)委員 その言つておることはきれいなんですよ。そうでありたいと思ふのは事実だと思ふ、公取委員長としては。しかし実態としてはそういうことはあり得ないでしょう。現に経団連の植村さんが言つておるでしょう。価格の安定は業界同士のカルテルによつてのみ安定できるのだ、

こういうことを盛んに言っておられますね。圧力をかけたかどうか別にして……実際に逆に言いますと、いま行なわれているやみカルテルが表面に出てきて、その中に政府が入っただけの形になるのを私たちは非常におそれるのですよ。やみカルテルというものが浮上してしまつて、そうしてその中に政府が入つていく、そういうことですね。そういうことをあなたは敢然として取り締まつていく自信がありますか。

○高橋(俊)政府委員 産業界の方がどうおっしゃいますと、ここにある通産省との覚え書きにおいて、いまおっしゃられたようなメーカー間の、たとえば会社において、そこに通産省の役人が出て行つて、実際にはメーカーの標準価格を業界の勢いで牛耳られてきめられるだろう、こうおっしゃいますが、私はそういうことをこの覚え書きに書いた覚えは全くない、それは覚え書きの範囲の全く外でございまして、そういうことは好ましくないところか、私ももととしては規制の対象にもなるというふうに考えております。

○松浦(利)委員 その話し合いには常に公取の役割がタッチするわけですか。わからないでしよう。そういうことを野放しにしておいて公取がはたしてわかりますか。わかる自信がありますか。

○高橋(俊)政府委員 私どもはそういうことはないと思うのでございまして、実際問題としてどういふことが行なわれるかということになりますと、これはどうも予測のつきにくいことになりまして、いやはしくも当該責任官庁が自分自身の責任において標準価格等のあるいは特定標準価格をきめなければならぬときに、業界の意見に引きずり回されてきめるといふことがあつてはならない、これは官公庁が、当然にあるべき姿として、これまで私が規制していくというわけにはまいらない。私どもの公正取引委員会は、民間が行なう独禁法違反行為については権力を持つておりますが、官庁の行なう好ましからぬ行為に対しては、これは政府自体の責任においてき然と取り締まつていただきたい、そう言うはかりませんが、しかしほ

んとくにカルテル行為である、そのものがほとんどカルテル行為とひとしい、こうなれば、それは他官庁にかかわらず、独自の立場で調査を進め、違反があればこれを摘発する、そういう考えでございまして。

○松浦(利)委員 公取委員長、あなたき然として言われるけれども、それじやいまいやみカルテルを結んだ場合に、あなたは破棄勧告をしますね、この協定を破棄しない、こういうふうな言つて指導されたり勧告されたりしますね。確かに協定は破棄されなければいけません。確かに協定は価格を下がらないでしよう。あなた、下げる権限を持つていますか。やみカルテルを結んだ、五百円というカルテルを結んでおつた、公取が調べてみて破棄勧告をした、五百円はもとに戻りますか、いまのあり方で。

○高橋(俊)政府委員 いまの制度のもと、法律のままだでは破棄勧告はほんとうに自主的に価格をきめろということ命を命するものでありまして、その価格を引き下げろ、ものと段階まで下げろというふうにはできないものと解釈されております。

○松浦(利)委員 だから、いまの独禁法のワクの中でも、一べん上げた価格をもとに戻すことのできない仕組みになつておるでしよう。そういうものに戻せない仕組みになつておるときに政府が介入して、そして業界との話し合いによつて政府が指導するとなつたは言われるけれども、国民としては見ておるわけじやないです。価格決定を、実際は大手の業界が寄り集まつて、その中でいろいろ資料を出し合つて、こういうふうな、そして政府に資料を提出し、政府との意見が合った。しかしそれはやみじやないか、けしからぬといつてあなたがき然とした態度をとつてみて、もとの価格に戻らないでしよう。あくまでも話し合いできめた、あるいは政府が介入した価格が不当だと思つても、そのことは下げるべきでない仕組みになるでしよう、この覚え書きを結んでしまつたから。逆に言うと、そういうことまでしな

これはワク外だ。逆に言うと、高値の政府主導型にあるカルテル行為というものを全面的に認めたことになるんです。そういうことになるんじゃないですか。この覚え書きは、公取委員長としては、この覚え書きはむしろ破棄すべきじやないですか。逆に言うと、そういう国民に対して疑いのあるような覚え書きは、この際破棄して、法文の中に明確にすべきじやありませんか。そういう行為についてはきびしく取り締まる、政府が介入したといふこともきびしく取り締まるんだ、そういうことをこの条文の中にうたうべきじやありませんか。疑いのあるようなことはしない、だから覚え書きを破棄する意図は、あなた、いまありませんか。

○高橋(俊)政府委員 私としては、たとえば通産省が相手方であり、片方は経企庁が相手方でありますが、それらとの間においてかわした、いわば紳士的な覚え書きでございまして、それを、相手を信用しない、相手が何をするかかわらぬということになりまして、これはうかつにはできませんけれども、私も私としては、いまの緊急の事態においてよくおわかりだと思ひますけれども、通産省なら通産省だけですべてのことに、すべての物資について標準価格を定めるといふ力が現在にたいてあるのかといふと、それはある程度は、その業界にいろいろな知恵を借りる。しかし、これは悪用されてはならないので、あくまで私どもの、ここに書いてある措置は協力措置でございまして、協力するといふのでありますから、それを逆用するといふことはここに全く関係ない、いわばそれに反することではございまして、協力という、善意のものであるといふことが確認されなければならぬし、かつ、十分な指示、監督のもとで行なわれることでございまして、価格については、全く価格カルテルのごときものを、民間でいうそういうものを認めることとはしない、認める意思がないからこそこういふ措置をとつた、こうお考えになつていただきたいと思います。

○松浦(利)委員 私はもう時間がなくなりましたから、こういう国民に疑いを与えるようなことは、この覚え書きはなくすべきだと思ふのです。いやしくも政府が介入して国民に従来のカルテルをそのまま野放しにしてしまふような印象を与える覚え書きはなくしてもらいたい。野党案としての修正を出したいと思ひますから、そのときには先ほど大臣も言われたように、公取委員長もこの覚え書きにこだわらないようにしてもらいたいということをお願いしたいと思ふのです。

最後に公取の委員長にお尋ねをしておきますが、この法案と具体的に関係はありませんけれども、最近、再三にわたつてやみカルテルを結んで警告を出されておるところがあるのです。ところが、この前も本委員会が言つたのですが、現実には警告を二回受けておるコーテット紙という製紙会社があります。コーテット紙業。こんなところはなぜ警告しないのですか。カルテルを結んで破棄されても、結局価格は下がらないのだから、またやる。またやつてまた警告を受けるだけなんです。ちゃんと警告する条項があるんだから、警告したらどうですか。公取でこの際、警告基準などを私は設けるべきだと思ふ。特にこの国民生活安定法などが通つて、政府を信用せよと言われるんだから、信用できない。いまの通産省といふのはなかなか信用できない。だから、そういうときに警告する。警告基準ぐらいいびしやつと設けたらどうですか。その点のお考え方をひとつ公取の委員長にお聞かせをいただいて、私の質問を終わりたいと思ふのです。

○高橋(俊)政府委員 告発の問題につきましては御意見も十分承つておりますが、私ももととしてはきわめて慎重に考えております。それはいろいろな事由がありますけれども、まず個人を罰しなれば法人を罰することはできないといふのが現在のたてまえでございまして、その個人を罰するといふことがなかなか私どもとして、こういう行政事件について個人を刑事被告人にすることの問題、そういうことについてどの程度悪質であればそれをするか、だがほんとうの責任者であるかとい

うことなどを十分考えておりますが、ただし、それ以外に罪状の悪質さという程度の問題です。ですから、その程度につきましても、いままではやや告発を避ける、なるべく避けるという気持ちで参りました。しかしこれから先のことにつきましても、私どもはその点については、たとえばその個人が告発されることが気の毒ではあつてもそれは責任上やむを得ない、そういう事態が生じてもしかたがないという観点で、少しきびしい態度をとるといふつもりで、しかし今度のコーテット紙の場合なんかは最後の警告書を渡してあります。最後通牒と言つてもいいぐらいに、この次やれば告発いたしますよというふうな意味の警告を渡してありますから、再度そういうことがないようには願ひますけれども、告発するものについては、こういう異常な事態下において従来よりも少しきびしく考えていかなければならない。ただし検察当局の意見も十分尊重しながらやらなければならぬ。検事総長はもし不起訴ときめた場合にはその理由を付して総理大臣に送付しなければならぬといふふうに、こちらが告発いたしますと原則としては起訴しなければならぬといわねばかりの条文もございます。そういうことで、十分検察当局の意向も察しながら告発の問題を考えていきたい。具体的にまだ基準は定めませんが、個々のケース・バイ・ケースで、その程度の悪質なものについてまず適用したい、こう考えております。

○松浦(利)委員 公取の委員長の話聞いておつたけれども、どうも公取というのはあつちこつち、ほんとうにコウノトリみたいなにだんだん影が薄くなりよると思うのですよ。ほんとうに国民が保護しなければならぬような官庁になつてはおしまいだと思ふのですね。もつとしっかりしてもらいたいと思ひますね。

討論はまたあとでいたしますが、最後に大臣にお尋ねをしておきます。
一つは、この法律は非常に重要な部分が政令にみなゆだねられておるのです。これでは、この法案は重要であればあるほど私は審議ににくいと思

うのです。ですから、大臣が指示してこの委員会に早急に政令部分についての内容、骨子を出していただきたいと思ふ。

それからもう一つは、先ほど大臣、御答弁なかつたのですが、いまだとえばトイレットペーパーならトイレットペーパーが急激に四百円ぐらいに高くなつておるものがある。あるいは合板でも急激に五百八十円ぐらいに高くなつておるものがある。灯油が高くなつておるものがある。この法案を発動したら必ずあの騒動になる前の安定した価格に戻る、そういうことについても国民の前に保障してくれるわけですね。

その二つについて大臣からの確な御答弁をいた

だいて、私の質問はほんとうに終わります。
○内田国務大臣 今回の法律が総合的な法律でございまして、各省所管物資などいろいろ総合的に取り入れておりますために、各省がかつてにきめては困る、むしろ経済企画庁も参画をして、そして政府としてきめなければならぬようなものもございまして、政令というにして、閣議ペー

スあるいは各省の次官会議のペー

はかけ込みとかなんとかじゃないのですよ。要するに意識的に引き上げる。流通パイプを締めたり何かしてトイレットペーパーや砂糖の値段を意識的にほんぼん上げましたね。それがもとに戻るのか。かけ込みじゃないのですよ。そのことをお聞きしておるのですが、私はもう時間がありませんので、通産大臣への質問はきよう御欠席なさつて保留されておりますから、今度通産関係の石油、灯油、プロパン等について具体的に質問する中で、いまの大臣の御答弁についての見解を明らかにしていきたいと思ひます。一応私の質問はそういう質問でなかつた。

それから委員長には、いま大臣は何か政令を、ある部分については本委員会に出されないようなことも言われたのですが、全部出していただきたいということ委員長から要望していただきたいと思ひます。

私の質問を終わります。

○平林委員長 増本一彦君。

○増本委員 共産党・革新共同の増本一彦です。この法案の第一条に「物価の高騰その他の我が国経済の異常な事態に対処する」ということが書いてあるのですが、このような異常な事態をた

らしたこれまでの政府の責任、それに対する反省、こういうものがこれまでの国会の審議の中でも全くなにかにされてない。今日のよう

な原因は、これはもうわれわれが再三指摘してきましたように、歴代自民党政

府の結果である。いま政府が必要がきわめて増大しているというようにい

つても、この中心は大企業です。いまのこういう事態を悪用して、大企業が先頭に立つて価格のつり上げをやつたり、売り惜しみ、買い占めを横行させているわけですね。だからもう長官も御承知だと思ひますけれども、いま軒並み物価が急騰したその物資をつ

くつては石油化学、こういう企業が軒並み、ことし

の三月の決算でも九月の決算でも利益を何倍にも

ふやしている。ところが、こういうインフレのも

とでのパニックが各地で起こつてきて、通産省で

トイレットペーパーや砂糖を放出したけれども、

これは価格を引き下げて国民に安い値段で物を渡

すというのではなくて、やはり市況になつて高

い価格で物だけ渡している。だから、これまでに

も指摘されてきましたように、いま高値を固定さ

せるという結果になつてきていると思ふのです。

こういう事態をいま一体政府はどう考えているのか、これまでの物価対策の姿勢をここで根本的に

変えるということになつてい

るかどう

か、新し

く長官に就任された政治姿勢と決意とを、ひとつ

まず先にお伺いしたいと思ふのです。

で下げるかどうかということですよ。国民はみんな物価を下げてくれと言っているのです。安定させると言っても高値で安定させられてそのままになる。それよりもっと上がると思いますけれども、こういう状態じゃなくて、急騰したその前の状態に戻して、こういうように言っているわけですよ。価格を引き下げるかどうかはつきり答えてください。それが経済、物価対策の転換の姿勢があるのかないのかということをきめる試金石だと私は思うのです。その点だけ簡単に答えてください。

○内田国務大臣 全部を引き下げるといことは非常にむずかしいと思いますが、不当に上がっているものはこれは私は適正に引き下げるようにつとめてまいります。

○増本委員 いや長官、どういう手だてをとって物価を引き下げますか。その手だてをはつきりさせてください。

○内田国務大臣 一般的に物価はなぜ上がるかと申しますと、それは過剰流動性と申しますか、総需要が多いということと、それからまた供給が片寄っているというふうないわゆるデマンドプル、そういうものとそれからコストが上がってきえる。たとえば今日、日本の物価を押し上げておる要因の非常に大きな部分は海外要因などのコストプッシュもございます。でございますから、それらの点を洗い直しまして、この際よけいな需要を抑える、いわゆる総需要を抑えるというものについては金融を引き締める、その他無用な需要を引き締めるというような、総需要抑制策もとりますし、あるいはまた個別物資対策といたしまして、それらのものの供給が片寄らないようにつとめることもいたします。いろいろな手段を尽くすほか、今回この法律を活用いたしまして、適正な物価をつくらせてまいります、こういう考えです。

○増本委員 これまでも総需要抑制だ、金融の引き締めだやってきましたで、それでおかつ上がっているんでしよう。しかもあなたの手のうちには物価を引き下げる特効薬はいまのお話でもないです。

ね。結局物価対策についての姿勢の転換がないということではもうはつきりしていると思うのです。だから、こういう立場で今度の法案で標準価格あるいは特定標準価格というものを決定するということがあっても、常に高値を政府が追認していく、あるいは今度のカルテルの排除の覚え書きについての疑念をわれわれ持っていますけれども、業界と相談をして、そして高値をきめる、こういうことにならざるを得ないと思うのですが、簡単にいう点だけ聞きますが、大企業の製品価格を中心にして、価格引き下げ命令というふうな権限をもつてそれで引き下げるといふようなことをやるかどうか、その点について法的な措置まで含めて方針をお持ちなのかどうか、このことだけ簡単にイエス、ノーで答えてください。

○内田国務大臣 それはなかなか簡単にイエス、ノーと言わねばまいりませんが、大企業のつくったものであれ、あるいは中小企業のつくったものであれ、適正な生産費あるいは標準的な生産費、適正な利潤というふうなものを洗いまして、そして国民の納得のいくような価格をつくらせてまいり、こういう考え方でおります。

○増本委員 価格引き下げ命令が発動できるというふうな措置をおとりになる意思はない、こういうことです。

ところで、いまでも大企業を中心にしたこの経済情勢のもとでの横暴は全くけしからぬ状態にあると思うのです。私が調べたところでも、たとえば石油は元売り十三社が中心になって、これが石油のほとんど大部分を握っていますから、政府が何は10%削減だといふようなことをいって、大事な新聞などの紙も、製紙業界には30%から50%の削減を強行して、一般新聞ですら減紙をせざるを得ない、ページ数を減らすというふうな状態に追い込まれて、これは言論の自由が危機になっているという状態なのに、政府の手だてというものは、有効なものは何一つない。またセメント業界でも十二月一日から、たとえば関東生コン工業組合では、既契約分については八千百

円、新規契約は一万三百円以上でなければだめだといふて、それをまなければ出荷を拒否する、こういうて、業者のほうでその値段では折り合えなくて、ノーと言ったら出荷まで停止するというようなことをやっているわけですね。現行法でもこういうように大企業が自分の事業活動上の地位を利用して不正な取引方法をやったら、これは独禁法の二条の七項で差しとめなどの措置がとれるわけですね。あるいは不正な価格を押しつけて取引をやったということで、同じように差しとめなどの適切な措置がとれるということになっているわけですね。なぜこういう措置を、この法律がなかつたて現実に有効に使えるのに使おうとしないんだらうか。ここにも物価をほんとうに引き下げて国民の期待にこたえたい、そういう立場に立つてもともとの法案はできたのじゃない、こゝにいわざるを得ないと思うのですが、この点はひとつ長官と高橋委員長、二人から答弁いただきたいと思ひます。

○内田国務大臣 私は増本さんと全く同じ気持ちでございます。いまのような物価が異常の状態にありまうときには、もちろん消費者に接する小売り価格を安定することを目的としながら、いやしくも大メーカー、大企業というふうなものがそこにも不当の利益を蔵するようならば、これは法律があろうがなかろうが私は見のがすべきではないと考えるものでございまして、この法律そのものには、これは最後の物統令でも発動するような場合は別といたしまして、価格引き下げ命令というものはございせん。標準価格をつくらまして、標準価格をこえたものに對しては価格引き下げの指示をやる。それでも引き下げないものについては課徴金を取る、こういう仕組みをとっておるわけでありまうけれども、いま私が申し上げました気持ちは、あなたと同じ気持ちがかかり心の中にございませう。

○高橋(俊)政府委員 私どもの委員会としては、ただいま御指摘になった生コンのような問題については、全国で非常に多くの件数が発生している

ので、そのうちの幾つかはこれを摘発して排除措置をとっております。しかしいま御指摘のように、最近になってまたそういうことが行なわれる。ないへん困りますのは、私もいまま少くとも大体八十件近い未解決の、つまりすでに調査は開始したけれども、早急に答えを出さなければならぬ問題をかかえておるのです。人数ははつきり申しますと、現在は審査部の人数は六十四名の実員しかおりません。しかし最近私はこれではならぬといふので、しかも摘発だけ幾らいたしまして、も、解決が一年も先になつてしまつたものではどうにも効果がない。この解決を急がせるといふことに全力を注いでおります。

しかし一方で、目に余る行為についてはもちろん摘発をいたしますが、とにかく六十四名のところに、私は無理算段して、ほかの部から約四十名の職員を増員いたしますか、ほかのところからさいてそこに充実ははかつております。そういうこととで年内に幾つかの解決を見なければならぬ問題をかかえていますから、すべての問題について機動的に動ける状態にないといふことは申せませんが、しかし典型的な例について、ことに証拠の把握しやすいもの、そういうものについては厳重に規制措置をとるといふことはお約束できると思ひます。

○増本委員 私と長官の違いは、いまここで上がっている物価を引き下げてくれという国民の要求にこたえて、政府が権限として引き下げ命令を出せるというふうな措置をとるべきであるといふのが私の意見だし、長官はその点は引き下げ命令というふうなことを考えていない。お答えにならない。

高橋委員長は、いろいろこれまでも国会の答弁でお話になると、必ず体制が弱いからだだだ。宿命みたいにおっしゃるけれども、それなら体制をきちんと強化するといふことで、なぜこの点についていまでも熱心にならぬか。やっても自民党政府のいまの体質ではふえないのか。どちらなんですか。

○高橋(後)政府委員 従来も人間の充実といいますが、組織の充実について努力はしてきたようであり、組織の充実問題としては、年間実際の増員としては数人程度というのが実態であります。

○増本委員 少くとも、よけいなことを申しませんが、公取が発足した当時、昭和二十三年には三百二十七名の定員がありました。それが占領が終わったところから、昭和二十七年、八年度にかけまして九十名減員を食ったわけです。削減されました。それを三十九年度からばちと増員がはかられてきましたけれども、しかしそのテンポはおそく、いま三百六十三名という定員でございます。私ども今年度はもっと多くの増員を強く要望しておりますが、いまのところその成果があらがないということが実情でございます。

○増本委員 しかし事態の重大さから見ると、おっしゃることはみんな私はあまり根拠はないと思うのです。国民は納得しないと思うのです。数が少ないからと……

委員長にお伺いするのですが、いまの独禁法のことも、たとえば先ほどお話しした石油の元売り業者の横暴なやり方、セメント業界、生コン業界のこういう不当なやり方、こういうものに対して差し止めをはじめ適当な措置をとることができるといふように二十条でなっていますね。その中に、私はこれは現状回復といふことが基本だから、価格をつり上げていけば価格を下げさせるというように価格の引き下げの措置までとることができるといふのですが、いかがですか。

○高橋(後)政府委員 その点先ほど申し上げましたが、現行法上は排除措置、そういう違法な行為を排除するために必要な措置といたつてありますが、その中に引き下げの部分までは入らないといふのが通説でございます。そこで、私どもはそれでは困る、ほんとうに実効あらしめるためにはある程度引き下げをして、しかもその価格がある期間守らせるといふような措置が伴わなければならないのじゃないかということ、これから間もなく発足いたしますが独占禁止法研究会、この間

題やさしいようであり、実際は非常にむずかしい点を含んでおりますので、専門家の手によって十分研究をしてもらいます。私どももこれに参画いたしまして、その法律の改正が必要ではないかという観点からほかの問題とともに検討課題に取り上げております。

○増本委員 そうすると、これは引き下げ命令まで含むような改正措置をとる、こういうように伺つてよろしいのですか。

○高橋(後)政府委員 私どもはそういう措置が必要である、独禁法の有効な働きを促進するためには必要であるという見地でございますが、そういう専門家の方に十分研究してもらわないといふ程度を越えるとおかしなことになるといふ説もあり、私どもとしてはその点十分慎重に検討していただいた上で、そういう結果が出ることを望んでおるわけでございます。

○増本委員 あなたは自分の職責をお果たしになる上ではもっと前向きで、こういう点では中立である必要はないと思うのです。学者や何かの見解が出なければおっしゃるけれども、いまここでこれだけ価格が暴騰しそれが不正取引を手段にしてやられてい、こういう場合には、ほんとうの現状回復といふのは価格の引き下げまでやらなければだめだ、こういうふうに思ふのですがね。価格の引き下げ命令まできちんととれるような手だてを、委員長は自分の職責を果たしていく上では必要だと考えているのかどうか、その点はどうですか。

○高橋(後)政府委員 私は必要であると思つております。ただし、いろいろな制約がございますので無制限にはやるべきではない。というのは、私どもの取り上げた事件のうちで証拠をつかむ、そのほか供述を得ること非常に困難な事件は一年でも解決がついていないのであるわけですから、非常に複雑ですから、価格協定でありまして、それをさかのぼるといふと、そのさかのぼる時点が古過ぎるじゃないか。現状とはあまりにもか

ういう裁量の余地があるかどうか、そういうことは裁判上は私はあり得る問題だと思ひますけれども、独禁法の運用としてたいへんむずかしい問題を含んでい。したがって、どういふ場合にどの程度までもとへ戻すかという引き下げ命令ができるかという点は、実はやさしく見えませうけれどもケース・バイ・ケースで非常にむずかしい、そういう点を十分検討しなければならぬ、こう申し上げておるわけです。

○増本委員 長官、独禁法上は、もっと徹底するために価格の引き下げ命令というものは職権を忠実に実行していく上では必要だ、こういうふうに言つておるわけですね。あなたも一般的な物価の番人として、不当に上がったものを行政措置で引き下げるというふうな、引き下げ命令をきちんとする手だてをこの際ほんとうに真剣に考えるべきだと思ふのです。いまでも引き下げ命令をまた考えるという余地はないのですか。

○内田国務大臣 これは増本さん御承知のように、ここにいらつしやる公取委員長の所属する公正取引委員会というものは、独禁法の中に条文がございまして、独禁法の中でできていて、機能的に政府から独立している機関であり、また独禁法そのものの運用というものは独禁法の中できめられた公取がおやりになっておるわけでありまして、それで私どもが承つておるところによりまして、この問題には公取委員会が取り組んで、しかも独禁法といふものは、独占禁止法といふよりも、各方面の方をお集めになつて研究の過程にあることと私は聞いております。それに対しては政府がいろいろ言い出すことは、これは右であれ左であれ、独禁法なり公取の機構、機能といふものを非常に混乱をさせますので、私は正直のところ、この公取委員会を中心とする独禁法、独禁法の改正の課題を注目をしておるわけでございます。

○増本委員 安定法では標準価格あるいは特定標準価格といふのがあります。国民はこれがいまの低い値段できめられるという、このところ、大きな危惧を持っています。だから高値価格になる

のじゃないか、こういつておるわけですよ。ですから低く下げて、そして国民の生活が守れるところ、価格をきめていく、こういう仕組みにするといふことが皆さんの場合の行政措置としては必要である、こういうふうに思ふのです。だからそういうことを踏まえた標準価格の決定なのかどうか、ここが問題だと思ふのです。その点ではどうなんですか。

○内田国務大臣 その点はこの法律案の中にわらわいに詳しく規定をいたしております。標準価格であつて特定標準価格であつて、それは標準的な生産費とかあるいは輸入価格、仕入れ価格等に標準的なあるいは適正な利潤を加えたものを、さらに需給の関係とかあるいは国民生活の運営とかあるいは消費者、国民生活の立場等の見地も取り入れ、こういう仕組みになっておりますこと、増本さん御承知のとおりでございます。

○増本委員 その価格のきめ方について、国民は不安を持つておるわけですよ。いまだとえば電気製品一つとりまして、二十型のカラーテレビは工場で四万数千円である、こういうふうにいわれているのですね。それが実質的には十六万円、十八万円という値段になる、たとへばですよ。だからこういう大企業の製品の製造原価といふものが国民の前に明らかにされ、そしてまた経費や流通上のマージンとか、そういうものも明らかにされるという、これだけなければ、あなたがおっしゃる通りに国民が納得するような価格といふものにはならないのじゃないですか。

そこで伺ひますが、この製造原価とか輸入原価といふもの、この原価を国民に公表する、そして国民の監視のもとで価格の形成が行なわれるあるいは決定が行なわれる、こういう仕組みにすべきだと思ひますが、この点はどうかですか。

○内田国務大臣 標準価格、特定標準価格をきめましたならば、これを公にいたしまして、しかも取り扱ひ店には告示の義務を与えておりますこと、御承知のとおりでございます。

○増本委員 長官、あなたがいまおっしゃったのは、五条の「標準価格等の表示等」というところでしょう。これは標準的な品目の、このものの値段が幾らですよという、たとえば灯油が店頭売りでは三百八十円である、こういう価格の表示、これだけでいい。どこにその原価計算の単位と経過あるいは結果を公表するというように書いてあるんですか。

○内田国務大臣 原価計算や利潤の積み上げ方、また、それに関連して考慮すべき需給の状況等が書いてございます。

○増本委員 私が聞いていますのは、原価を公表しろ、公開しろ、こう言っているんですよ。この価格決定の根拠になる資料ですよ。根拠資料を公開にすべきだ。そうすれば、大企業が陰で不当なもうけをしているのも、そのもうけも国民の世論によって不当なもうけを削らせて物価を下げることもできる、こういう仕組みもあるし、それで初めて国民の納得が得られる価格というものになるんじゃないか、だから、原価公開制度というものをこの際取り入れるべきだ、そういうふうに考えるけれども、長官はどうなのか、こう聞いているんですよ。

○内田国務大臣 これはまことに答えにくい課題もございまして、それで私が実は先ほどから、私どもがやり得る最大の限度のことを御答弁を申し上げておるわけですが、原価をどう見るかというふうなことににつきましては、これは関係各省もございまして、その物資や企業の所管をされておる関係各省もございまして、まあ私も経済企画庁のような直接企業に密着しない役所も中に入りましてやることではございまして、これは御信頼をぜひしていただきたい。私どもは決して他意あるわけではない。ほんとうに物価を安定して国民のためになることをやってまいりたい、こういう趣旨でこの法律案を出しておるわけでございます。

○増本委員 原価計算は、企業に密着している通産省とかその他の官庁がやる、あるいはそこから

出てきた資料で経済企画庁がこの原価計算をやるんだ、こういうことになるんでしょ。このそれぞれの価格というものは、あなたがおっしゃるように企業に密着していないところ、経済企画庁がやるというぐあいには法文では書いてないですね。主務大臣がやるということですね。それと、ですからどちらにしても、それが国民の納得のいくような価格としてきましていくには、国民に洗

いざらしいその材料を出して、そしてその経過が全部明らかになって初めて国民の納得が得られるという、そういう筋合いのものになるんじゃないですか。それを、政府を信頼しろと言っても、いまのようにこんなにも物価が上がって、これじゃ信頼のしようがない。しかも大企業が横暴なことをやって不当なもうけをやっている、これを削って物価を下げなければだめだ、こういうところにある問題は来ているんじゃないですか。だから、そうすると原価公開制度はとらない、こういうことなんですか、もう一度はつきり御答弁ください。

○内田国務大臣 標準価格並びに特定標準価格のきめ方につきましては、この法律案の三条以下に書いてあるとおりの手続で私も誠意と善意をもって進めてまいりたいと考えております。

○増本委員 私は納得できないし、国民自身もそういうことでは納得しないと思うのです。これは、大企業が原価やコストが安いのに不当に利潤をつけて価格をつくらしている、これが物価値上げの真犯人だと私は思うんですね。こういう大企業擁護の姿勢でいけば、ますます政府が業界の言い値で価格をきめていくということにならざるを得ないと思うんですよ。じゃ、政府として、官庁が、お役人がきめるのじゃなくて、消費者の代表とか農民や中小企業、労働者の代表などが参加した審議会のような形でこの価格をきめていくということのほうがいいと国民の納得を得られる条件があると思います、そういう審議会方式というものに変えるべきだと思いますけれども、その点はどうですか。

○内田国務大臣 いろいろ考えてみました、が、

個々の標準価格なりあるいは特定標準価格なりをつくる際に、いま増本さんがお話しのような方々を参加させる仕組みで標準価格をつくっていくということがこの法律のたまえ、また機動性とか迅速性とかいうことにもなじまない、こういう考え方のもとにあなたのおっしゃった考え方をこの法律案ではとっておらないわけでございます。

○増本委員 いま価格調査官も数が非常に少ないですね。そしてわずか三百六人で、全部が兼任である。これでどうして具体的な材料を集め、適正な価格がきめられるか、こういう問題もあると思うのです。だから、体制のないところへ持つてきて、業界の協力であるということになれば、結局業界が要求する価格あるいは業界の協力の得られる範囲の価格、これで標準価格もきまつていくということになるのじゃないですか。だから私は、理念じゃなくて、現実の体制や条件からいっても、経済企画庁と公正取引委員会が結んだ覚え書きとあるいは通産省と公正取引委員会が結んだ覚え書きというものは、カルテルの脱法行為だ、こういうふうに思うのですが、これはもう絶対にそうならざるを得ないと思いますけれども、その点はどうでしょう。

○内田国務大臣 経済企画庁と公正取引委員会並びに通産省と公正取引委員会に結びました覚え書きのことにつきましては、先ほど来高橋公正取引委員長がある説明をいたしましたのとおりでございまして、私が考えましても、決してあの覚え書きというものは、今度の国民生活安定法の仕組みにおいて独禁法のカルテルの適用除外をすべしというふうなそういう性質のものではなくて、こと、公正委員長が述べたとおりでございまして、むしろこの法律による標準価格をすべての小売り人に徹底をせしめたりあるいはまた物資の出荷とか運送とかあるいは生産の指示などを政府がいたした際に、それらの手伝いを事業者にさせるためのものでございまして、その行為は決して大企業とかあるいはその企業の方々が創設的に行なう独禁法で禁止をしているカルテルではない、こういう

ことを私も考えるものでございます。

○増本委員 高橋委員長、いま価格調査官も少ないし、現実には業界の協力をその中で得ていくということになれば、業界のほうだって協力をすることになれば、自分の意向の反映した価格とか自分の意向の反映した生産、供給、あらゆる面でのその範囲のものにならざるを得ないでしょう。

いま長官もいみじくも言ったように、ほかの官庁は企業と密着している。そういう官庁が行政指導するわけだから、あるいは監督するわけだから、もうそこでこれまでもいろいろな汚職や何かを出してきているわけですね。疑惑もある。こういう中でやられる協力行為というのは明らかに共同行為になるんじゃないですか。それをあなた覚え書きで、本来全部それを取り締まって不正な取引をさせないようにしなければならぬ立場にあるのに、目をつむるという、こういうことになっていないんじゃないですか。私は、公正委員長としてこのカルテル除外の覚え書きは国民の前で公然と破棄すべきだと思いますが、どうでしょう。

○高橋(俊)政府委員 その点は、先ほど申し述べたいろいろな見解で、私の話である程度御承知かと思いますが、いまの石油の危機というものが予想外に急激に起こってきたということは争えないわけですね。ですから、単なるインフレというものではないので、受け入れるための体制というものは不十分でございまして、それは私も認めます。ですからいろいろな標準価格をきめることについて、業界の協力というものは資料の提供以外にないとは思っています。それ以外にいろいろな、業界でつくり上げたような価格の希望額とかそういうものを出してきているというところは、もうはるかに覚え書きの行為を逸脱したものと私は思いますが、そうではない範囲でも必要資料を出すというところは、これは許されてしかるべきだし、また昔のいろいろな状態を私は思い浮かべましても、その程度のことはやっております。原価の提供を各社別に求める、協会でもとめてくるというふうなことではなくて、各社別に資料を提供

させるということにすれば、これは政府に向かつて協力しているわけでございますから、したがって共同行為ではないわけでございます。私は、いかなる場合においても、いわゆるカルテルにひとしい共同行為は禁止していくことに変わりありません。その点ははっきり区別して考えていきたい。こういうふうに思います。

○増本委員　もうすでにこの問題では私は疑惑があるのです。十二月の四日に通産省の鉄鋼業務課長と高炉メーカー八社の販売担当の役員が集まつて、鋼材倶楽部の会館で会合をやっている。月曜会という会合だそうです。ここで各メーカーに標準コストについて提出しろというような指示をし

ては、これはオフレコにしてくれということであ
との記者会見で業界紙の記者の人たちに言ってい
るといふような話も聞いている。もうすでにそうい
いうぐあいに業界との間で相談をし、あるいは業
界のこういう鉄鋼の代表の集まっているところで
その問題を出して、標準価格をきめていく相談ま
で事前にやっているじゃないですか。いまでも
やみカルテルだとかいろいろないが、それ
うしてそれがもう公然の秘密のようになってい
る。通産省などはそういう業界や財界と密接な結
びつきを持っている。だから財界の代表は、これ
はもうカルテルをやらなければ価格は安定しない
というようなことを公然と言い、標準価格こそ財
界がきめるんだ、こういうようなことを公言する
わけですよ。

政務次官に伺いますが、この十二月四日の会議はどういう内容の会議で何をやったのか、その点をひとつ明らかにしてほしいのですが、いまだきなければこの次の委員会にでもはっきりと明らかにしてほしいと思います。その結果を待つてまた私の質問は続けさせていただくことにして、その部分は留保させていただきます。

そろそろ時間だと思ひますので……。

○森下政府委員 私は、ただいま、十二月四日の鉄鋼業界と通産省との話し合いについては関知し

ておりません。ただ、先生がおっしゃっておいりましたように、業界とのいろいろな話し合い、また癒着、この問題は、私はこういう事態で業界と話し合いをすることは悪いことではないと思うのです、石油問題にしても、鉄鋼問題にしても。また業界に振り回されないような、経済の先行しないような政治が行なわれなくてはいけない。だから、こういう事態でございいますので、業界に協力を求めたり、また業界の不明朗についていろいろ相談したり指示することは当然である。ただいま御指摘になった内容については、後刻詳細に調べまして次の機会に御報告申し上げたい、このように思っております。

○増本委員、その点については後はどまた質問させていただくことにいたします。

要するに政府案は、全部政令に委任するという形で政府に権限を集中して、握った権限で財界にお願ひして物の値段をきめていく、それを国民に押しつけていくということで一そう高値を呼び起こしていくものだ。いま必要なのは、国会が価格の問題、経済の問題についてもしっかりと権限を持ち、政府や財界の動きについてもきびしく監視をする、そして価格についても、国民や消費者の代表が参加するその中できめて、それを適正に守らせていく、この道をとるかどうかということであると思うのです。そういう点で私は、今回の法案というものはきわめて問題点が多いし、これは拙速ではなくてむしろ適切な、慎重で徹底的な審議をすべき法案だというように思います。

そういう点で、いま買い占め、売り惜しみがきわめて横行しているという事態、その中でこれまで経済企画庁やその他の価格調査官が立ち入り検査一つ十分にやってない。だから、いま必要なことは、この附則で、改正して全体を一緒に上げるんじやなくて、買占め売惜しみ防止法、これを先に独立して審議し、われわれも要求しているような立ち入り検査権をきちんと要件どおりにすぐに、いついかなる場合でも発動できるようなそういう体制もきちっととる、そうしてこの価格安定

法の他の部分、附則を除いた部分についてはむしろもっと徹底して実態を明らかにした審議が必要であるというように考えるわけですが、そういう意見を申し述べて私の質問を終わります。

○平林委員長 石田幸四郎君

○石田(幸)委員 私は、この国民生活安定緊急措置法案につきまして、まず基本的な問題から伺いたいと思います。

それに、今日の異常な物価上昇の元凶というのは、いわゆる高度経済成長の破綻であり、同時にまた予測をしなかった中近東におけるああいった戦争の一つの結果としてのあらわれだと思つてごさいますけれども、いわゆる高度経済成長が使い捨て経済あるいは消費は美德であるという、そういうた社会的な思想を助長したわけでございませうけれども、先般の予算委員会等におきましても田中総理大臣は、節約は美德である、このようにいま大きく方向転換をしようとしているわけであります。そういう意味におきまして、いわゆるちまたにいわれている使い捨て経済、これが大きく方向転換をしなければならぬ、そういう事態に追い込まれておるわけでございませう。そういう意味におきまして、経企庁長官といたしましては今後の、特に来年度の消費経済について、どのような方向転換をされようとしているのか、この点について伺いたいと思うわけでございませう。

たとえば資源の消費問題にいたしても、これはすでに本年度当初資源問題がこの委員会等においても論議されておりまして、資源を使うというような状況すらも方向転換をしなければならぬというようなことがしばしば言われておったわけでございます。そういった意味におきまして、資源の消費の規制も行なわなければならないのじやないか、そのように思います。さらにまた省資源開発の促進のためのそういうような法律も場合によつては必要ではないだろうかというようなことも考えられておるわけでございますけれども、一体この消費経済について、経企庁長官は来年度どのような方向転換をされようとしているのか、ま

ずここら辺からお伺いしたいと思います。

○内田国務大臣 私も石田さんと同じような憂い
といいますが、もの考え方によつて時期であ
ると思うものでございます。しかし経企庁に参り
まして、いろいろ経企庁の仕事を見ますと、こ
れも御承知の本年二月にできました経済社会基本
計画というのがございまして、これが昭和五十
二年までのいろいろな経済施策の進め方をきめてお
ります。ところが、従来の成長第一主義とか、あ
るいはまた輸出第一主義とかいう考え方をこの基
本計画は捨てまして、そして福祉第一とか、ある
いは教育に非常に重点を置いたり、人間性の発揚
に重点を置いたり、またいまお話がございました
ように、産業構造などにつきましても、資源、エ
ネルギー多消費型の産業構造というものを省資
源、省エネルギー型の産業構造に切りかえていく、
こういう考え方で、すでに本年の二月に出発した
あの計画を立てております。

ただ残念なことに、それから一年足らずの間に申すまでもなく物価の事情が非常に変わってまいったり、あるいは国際収支の状況が変わってまいったりいたしておりますので、計量的な計画につきましてはフローアップといいますが、十分見直してやりたいと思っておりますが、いずれにいたしましても、ここ当面の私どもも経済企画庁としてやるべきことは、物価を主とする国民生活の安定ということを主にして、まず自分の足先を固めて、しかして同時に、これから先人口もふえ、また社会福祉も上げていかなければならない日本の将来についてのいろいろな計画も、状況の変更に応じた新しい角度から立て直していくべきである、かように考えるものでございます。

○石田(幸)委員 この問題はまたあらためて議論をいたすことにいたしまして、まず今日の物資不足によります物価上昇の一つの大きな要因となるものは、やはり供給不足から来ていると思うのでございまして、今度のこの法案が通りまして、段階におきまして、供給量の確保という問題についてどういふふうにお考えになつていらつしやう。

るか。最近非常に問題になっているのは、いわゆるプロパンガスの問題でございますけれども、タクシー業界等におきましても、このプロパンガスの問題は非常に話題になっておりまして、価格が上昇するというような、そういうような問題はとまかくといたしまして、非常に多くの供給カットが行なわれておるわけでございます。たとえばタクシー業界のほうのことでございますけれども、北海道においては一五%カット、宮城県においては三〇%カット、福島県においては三〇%カット、青森県においては十二月四日から五〇%カットと、こういうような状況がほとんど行なわれております。関東近県に行きますれば埼玉県で三〇%カット、群馬で三〇%、千葉で五〇%カットと、こういうような状況が行なわれておりまして、そこから辺からいわゆるタクシー業界の将来の見通しに対する大きな不安要素が出ておるわけでございいます。

そういうような、供給がある程度適正にいかない限りにおきましては、これはいかに物価を押えようと思っても、うまくいかないわけでございいますけれども、特に最近話題になりました埼玉県のある団地の、プロパンガスを都市ガスのようにして提供しておった状況も、いわゆる供給カットであるという大きな騒ぎになって、通産省の行政指導によって、昨日ですか、解決をしたというようないふことが相次いで起こりますと、国民の間における心理的な不安というものは非常に増大をするわけです。ですから、ある程度やはり供給が安定して行なわれなければならないわけでございいますけれども、プロパンガスの例にとりて、一体どのような安定供給の見通しを持っておるか、そういうことについてお伺いをしたいと思います。

○森下政府委員 プロパンガスにつきましては、大体年間一千万トンぐらいの消費がございまして、そのうちでタクシー用が二百万トン、約二割はが家庭用その他となっております。最近タクシーのプロパン、それと家庭用のプロパン——タ

クシーの場合はブタンが主でございまして、家庭用はプロパンが主でございまして、多少成分が違つようございまして、大体似通つた液化石油ガスである。これは、きょうも通産省を個人タクシーの方が約三千名取り巻まして、いわゆる供給が少ないうえに非常に生活が困つておるのだという強い訴えをされたし、代表の方が十数名私の部屋まで参りまして、三時間にわたつて、その実情を実は訴えられました。深刻な問題であることは事実でございまして。

このプロパンガスにつきましては、約一千万トンの半分は直接液化ガスとして中東、特にイランを主とした地域から入つております。これについては価格は上がつておらないのです。天然ガス、プロパンガスはいままでは世界じゅうで日本以外に使わなかつた。日本が開発したガスであるといわれておりまして、非常に廉価であつたのです。あとの半分は精製過程で生まれる——いわゆる十二月の消費につきましても、十一月の実績の一〇%カットというようないふことが、不安の状況の中で、多少プロパンガスの流通機構の不備と申しますか、買い手市場から売り手市場に変わったような原因もございまして、多少この流れが変わつたことによるよどみが御迷惑をおかけしておるわけなんです。

それで、現在四十八年度の下期の需要が約五百六十万トン、これだけ必要であつたのが、いま申し上げました理由によりまして、いわゆるカットされて、家庭用も、またタクシー用も非常に御迷惑をかけておる、これは事実でございまして。だから先般東京だけはタンクローリーで十五台分、百五十トン放出しましたけれども、これとてもまだ緊急に放出しなければいけないような事態なんです。

質問は、この事態をどうするのだということに尽きると思いますが、タクシーのほうは現在運輸省と相談いたしまして、そうして十一月の実績の一〇%減、すなわち二十一万五千トン、それを近々に全国に割り当てて、支障ないようにしたい、こういうことでございまして、また「価格の問題はいつまで……」(石田幸委員「価格の問題はいつまで……」)あとでやりますから「と」呼ぶ)家庭用のプロパンも、これも非常に灯油と違ひまして、家庭に持ち込む必要がございまして、慎重に考えながら早急に価格決定をしていきたい、こういう情勢でございまして。

○石田(幸)委員 現況につきましては、私も新聞等を見ております、また通産省の方向も聞いておりますのでわかつておるのです。しかし今後の問題として、これは一つの例をあげたにすぎないのであつて、そういうような物資不足の状況の中に、いわゆる先を見通してどのような供給が行なわれていくのか。当然物資不足でございまして、何%カットということはある程度でしよう。あり得るけれども、その状況はどの程度でしよう。たとえば三カ月なら三カ月はこういう状況でまいります、あるいはその次の段階においては、もう一カ月たつたら発表することができまつか、そういうような流れをつくつておかなければ、そういうような問題がどんどん出ているじゃありませんか。そういう問題を私は言つておるわけだ。そういう問題をどういふふうに扱っていくかという問題を明快にしない限りは、いかに標準価格をきめてみたところでどうにもならぬでしよう。その点はいかがですか。

○森下政府委員 結論すれば、十二月一ぱいはだいたいようぶでございまして。ただし、価格の問題は、これは近日中に早急に決定の予定でございまして。それから一、二、三、これはやはり原油の輸入の状況、これは樂觀的な見方はございせん。そういうところで一部マイカーの規制等、それからそれによるガソリンへの移行の問題とか、またいわゆる業界の指導による相乗リタクシーの問題とか、そういう問題を通じて対処していきたい。結論すれば、一、二、三、非常に暗い見通しでございまして。

○石田(幸)委員 経企庁長官に伺いますが、これは何もプロパンガスだけの問題ではございせん、

でしよう。紙の問題がある。あるいは砂糖の問題がある。いろいろな問題がいままで問題提起されてきた、その一番根本的な問題は、値段よりも物がなくなるぞという状況でしよう。しかも、そういうものの供給が地域的に片寄つておる。ある地域には高いけれども、あつた。ある地域においては全然ない、高くてもないのだという状況でございまして。そういうような状況を政府がきちつと流通経路に乗せてある程度の安定供給をしない限りは、標準価格をきめても意味がない、こう私は申し上げておるのでありますけれども、その地域的な偏在を排除する方法いかに、そういう問題を含めて、ひとつ供給の問題についてのお答えをいただきたいわけですが。

○内田国務大臣 いま私どもが考えておりますところは、万般の物資について価格を安定させ、あるいはまた需給を調整するということは、これは考へてみて、とうてい及びもつかない場合もあると思ひますので、この際としては、何が生活関連物資として必要かという、これだけが、その価格が安定し需給が定着すれば、お互いの家庭生活、人間生活にそんなに不安がないというふうなもの、並びに法文にもございまして、それにつながる国民経済の基礎物資というふうなものを幾つか選びまして、それだけにきましては、値段のこともございまして、需給の問題はエネルギーの供給なども含めまして絶対的に心配がないように、政府は総動員でひとつやつてもらおうじゃないか、こういう考え方でおるわけでありまして。

でありますから、いま御心配になりましたようなものの中にもいろいろございまして、これだけではないけれども、あるところにはだぶつておるけれども、あるところにはないというふうなものは、この法律に用意をされておりますところの輸送に対する指示でありますとか、出荷の指示でありますとか、あるいは場合によりましては、その輸入などによりまして、そういうものは十分補

官のお話でございまして、この標準価格設定にあたりまして業界と相談をするのは、やむを得ないのではないかと、このようなニュアンスのように私は伺ったわけですが、ところが、先ほど松浦委員の質疑のときには公取委員長は、標準価格というのは政府独自で定めるものであって、いやしくも政府は業界のそういうような要望をそのまま受け入れるようなことはしないはずだ、こういうふうな力説をしていらつしやるわけにございまして、ずいぶん意見が食い違つたように私は思つたのでございまして、けれども、実際に標準価格設定にあたりまして、そういうような業界の意見を求めずに、いわゆる政府独自で標準価格をきめ得ますか。

と申しますのは、たとえばこの標準価格もしくは特定標準価格をきめるに際しまして、原価計算あるいは販売経費の計算あるいは適正利潤の計算等を政府独自でやらなければならぬということでしょう。非常にむずかしいわけですね。そういうようなむずかしい要素を持ちながら政府独自、いわゆる業界の意見に左右されずに、そういうような標準価格や特定標準価格を定めることができませんか。これはひとつ経企庁長官に伺いたいと思つた。先ほどの御両省の御見解は多分にニュアンスが異なるように私は聞いておりまして、いかでございませうか。

○内田国務大臣 たとえば経企庁を例にとりましても通産省を例にとりましても、私どもの役所が物をつくつてゐるというわけではございませうから、どうしてもデータをメーカーなり、あるいは問屋などからとらざるを得ないと思つては思つた。しかし、そのとらざるものは、何も業者間にあらかじめ共同行為を容認するような前提のもとに業界で先にまとめたものを役所が受け入れて、それを資料にして標準価格をつくるということであつてはならない。しかしそれは、繰り返しますと、役所が何でも資料を常に持つてゐるわけではないわけでありまして、今度の法律の条項に基づくなり、あるいは前からございまして買占め防止法に基づき調査資料を徴求する権限等に基づきまして

資料をとつてやる、こういうことにならうかと思つてゐます。

○森下政府委員 先ほど私申し上げたのは、通産省のすでにやりました灯油のいわゆる指導価格、これについて私は申し上げたつもりでございましてけれども、標準価格にしても特定標準価格にしても、やはりこれは原価計算なり、またいろいろモニター制度を通じてやはり国民の合意のいく価格をきめなければいけない。その過程におきまして、やはり協会の意見も私は参考にすべきである。だから業界の意見によつてきめるということはいけませんけれども、協会の意見を参考にすべきである。また、いろいろ国民合意のもとに決定することとは、いいことではないだろうか、このように思つて申し上げたわけにございまして。

○石田(幸)委員 それでは公取委員長に伺いますけれども、先ほどの委員長の発言は、いわゆる標準価格については政府独自でというふうな立場を非常に強調しておられたように思つたのでございまして、けれども、いまの政務次官の御意見でございまして、当然これは協会の意見を聴取することが出てくるだろうというふうなニュアンスでございまして、けれども、この点はいかがでございませうか。

○高橋(俊)政府委員 私どもは、たとえばそういうメーカー段階での標準価格を定める、これは大事なことは未端だと私は思つては思つたけれども、しかし実際にはメーカー段階もきめられるようになっておられますから、その場合にそのメーカーの協会の意見を具体的に幾らが適当かというふうなことの範囲の外でございまして、これは覚え書きに書いてあります。そういう問題は予定してないことではあります。それは決して好ましくないし、私はやつてはほしくないと思つてゐます。そうでなくて、直接個々のメーカーから必要なデータをとる。すべてのメーカーから必要はないと思つてゐます。業界によりましては、サンプリング的な調査でもけっこうなわけにございまして、あまり多くの業者からとることとは実際上は不可能になりますから、それは早

急に間に合わない。だから、特定の業界をかつて指名して、そこから必要なデータをとれば、これは場合によつては、データを出すことについて、業者間の打ち合わせがあるかどうか知りませんが、しかし、そういうことはないので、各社とも業績が違います。業績が違うのですから、その業績そのものをじっくり把握しておれば、コストの違うのも当然出てくるわけですね。

そういうことでございまして、私としては遺憾ながら、通産政務次官の答えられた、業界の意見を聞いて標準価格をきめる、価格そのものについて意見を聞かれるというふうな点は、これは一般の国民から見た場合には、ちよつとおかしいんじゃないかという感じがします。この点はどうも賛成いたしかねます。

○石田(幸)委員 経企庁長官に伺いますけれども、いまの通産政務次官の答えと、価格について意見を聴取するということはまかりならぬという公取委員長との御見解は全く違ひますね。一体、總体的に考えてみて、どういうふうにしておやりになるのですか。――政務次官にひとつ伺ひたいいたします。

○森下政府委員 「業界の意見」というのと「も」というので、ちよつとニュアンスが私は違ひな思つたのです。業界の意見も聞いて――意見をというまでは、どうも財界主導型の経済、まあ政治まで振り回されておるような傾向もあつたように私は思つた。だから、そういうふうな石田先生がおっしゃると思うのです。政治が先行しておれば、業界の意見であらうと何であらうと、これは聞かざるべきです。そして、やはり政治が主導権を持つべきである。私は正しい姿である、あまり遠慮する必要はないと思つてゐます。

○石田(幸)委員 この問題につきましては、また日を改めまして、明日でもひとつがっちり詰めましよう。

では、次の問題をお伺ひするわけにございまして、標準価格、特定標準価格、あるいは物統令に

よる物価凍結、こういうふうな、いわゆる段階を追つてこういうものが発動されていくわけにございましてけれども、今日の卸売り物価が二〇%もこえるというふうな状況の中において、どのようにこれを適用されていくのか。あるいはまた物統令を発動させるのか、あるいはまた特定標準価格だけにいくのか、あるいはそのミックスでいくのか。この三つの関連でお答えを願ひたいと思つてゐます。

○小島政府委員 私どもは現在の段階は、第二条に「標準価格の決定等」という条項がございまして「物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において」云々というのがございまして、まさにこの状況であるというふうな判断いたしております。したがつて、第一段階は標準価格設定ということに適當な品目について、まず進めていくということにございまして。

第七条の特定標準価格でございまして、これは条文にございまして「第三条から前条までに規定する措置を講じてなお指定物資の価格の安定を図ることが困難であると認められる場合」云々とございまして、これはやはり標準価格を指定しまして、効果を見定めて、なお必要があると認められれば、現段階においても、この特定標準価格というものを定め得るというふうな考えです。

第三段階の物統令のほうは、附則の第二条にございまして「物価が著しく暴騰し又は暴騰スル虞アル場合ニ於テ他ノ措置ニ依リテハ価格等ノ安定ヲ確保スルコト困難ト認めムルとき」という非常にしつた発動要件になつておりますので、現在の段階は、この物統令発動の要件を満たしてないというふうな考慮しております。したがつて、これはもつと事態が悪化した場合の最後の手段というふうに認識いたしております。

○石田(幸)委員 そうしますと、経済全体が標準価格を発動する段階である、それからその次の段階として経済全体が特定標準価格を設定する段階である、こういうふうなことでございませう。個別の違

というものの、個別物資によっては標準価格と特定標準価格を併用するというようなことはあり得ない、こういうことでございますか。

○小島政府委員 非常に事態が進みました場合に、いきなり特定標準価格を定めるというところがなにもあらずだと思えますけれども、普通の考え方は、やはり標準価格をまずやってみまして、それで効果が不十分なときに、特定標準価格に進むというふうに理解いたしております。

○石田(幸)委員 それでは、時間もあまりありませんから、地方自治体への権限委譲の問題で少し伺っておきたいわけですが、その前に、流通情報ですね。

先ほど申し上げましたように、総合的な物資の状況についての通産省なりの発表、これだけでは、なかなか国民は納得しないわけでありまして、自分の地域には、さっぱりそういうものがないではないかというようなことが、しばしば問題になっているわけでございますが、どうしても国の責任において正確な流通量の把握、発表ということが必要なのであります。さらに、それが地域的に偏在するというのを除去するためにも、果あるいは政令都市段階においてのそういう、たとえばトイレットペーパーならトイレットペーパーなりの流通量の発表がなければ、これは国民感情に非常に大きな影響を与えて、いわゆるパニック状況もかもし出しかねないというふうなことになるかと思っております。これについてどういうふうな考えをお持ちしているか、お知らせをいただきたいと思っております。

特に、今日テレビ時代でございますから、NHK等においては独自のそういった物価に対する取材はありますけれども、政府が要請して、NHK等を使つて、そういうものを積極的にやる考えはないか。特に、全国それぞれ県ごとにそういうような機能を持っていられしやるわけでございますから、そういうものをお使いになる必要はないだろうかというふうに考えますが、いかがですか。

○内田国務大臣 たいへんいいお話をいただきましたが、

したが、実は私も、いままでも、十一月中旬から一部流通情報を流すようなことをやっておりますが、やはり私が見るところでも、おくれがちのようでございますので、いまおしやるように、いろいろなテレビのチャンネルで、政府関係のチャンネル、調べてみますと、ほとんど各省が一週間七日のうち六日ぐらいはあるようでございますので、そのしつぱに、ごく短いもので、たとえば教科書が足りないとかなんとかいうような話が先般もあつたようでありまして、「教科書の配給については全く心配ありません 文部省」、こういうようなことを、また「大根は入荷豊富にして価格は安定方向にしております」といった式のもの各省にやらせよう、そのために私も企画庁を中心として、毎日そういう物資連絡官会議みたいなものをやりまして、そしてテレビの細いやつに流す計画をせっかく進めさせております。

ことにこの法律が施行されますと、小売商の店頭標準価格とか、あるいは指定品目とかいうものを掲げさせることを義務付けておりますことは法律にもございしますが、そればかりでなしに、今度はこういうものを指定品目にいたしまして、標準価格をつけました。こういうものを特定品目にして、特定標準価格をつけましたというふうなものを、時々敏速に国民に知っていただくようにすることが絶対必要であると考えます。

○石田(幸)委員 それでは先ほど申し上げました、地方自治体への権限委譲の内容はどのようなものでございましょうか。価格監視体制の整備を、これは非常に問題になると思えますけれども、地方自治体の中におきましては、小売り段階のそういった監視の権限委譲だけではだめだ、地方自治体も、元売りあるいは卸売り段階にも立ち入り調査をできるような、そういう権限を認めてもらいたい、そういうようなことがございします。さらにまた国の縦割り行政だけでも十分対処できないと思うので、たとえば紙不足ということが東京都内で起こりますと、当然これはメーカーが集中しております静岡県等との——そういうようなところ

にも要請をしなければならぬ。そういうようなことも考えて、地方自治体同士の話し合いができて体制も必要だ、こういうようなことをいわれております。こころ返について、どういふような権限委譲をなさるのか、明確なお答えをいただきたいと思ひます。

○小島政府委員 国民生活安定法及び買占め防止法、両法を通じて、やはり監視体制というものが非常に重要であると思ひますので、現在権限委譲について各省間で相談をいたしておりますけれども、きょうの段階では、まだどうもなかなか異論がございまして、まとまっておりますので、しばらく御猶予をいただきたいと思います。

そのほかに、やはり国、地方団体以外にも国の各種のモニターとかいう方々にもチェックをしていただくことがぜひ必要だと思ひますし、それから一般の消費者の方からも、違反しているような事例があつた場合に適当なところへ知らせていただくための窓口というものを、なるべく数多く用意する必要があるのではないかと、このことも、あわせて考えておるわけでございます。

○石田(幸)委員 なかなかそういう問題、詰めが大事だと思ひますので、まだきまつていないのはわかりますけれども、大体いつごろまでに詰めが終わるのか、その見通しをおしやつていただきたいと思います。

それから一つは監視体制でございますけれども、この法案を施行するにあたりまして、政府として十分な監視体制はとれるのか。特に配給制というような問題まで突き進めば、三万人からの職員が必要じゃないかということをおしやつておられます。しかしながら、標準価格段階、それから特定標準価格段階におきましても、そういうものの違反行為がないかどうか。そういう面の監視体制というものがかなり強化されなければ、この発動の意味がない、こういうことがございします。それからもう一つは、やはりそういうような国民生活安定措置法というものが施行された段階において、そういうものに違反する行為が出た場合

に一番被害を受けるのは消費者でしよう。じゃ消費者の人たちはどこへ苦情を訴えに行けばいいの、どこに行けば問題の解決をしてもらえるのか、ということとは、この法案の中では明確になっていないわけですね。こころ返はどのような処置をされる考えですか、あわせてひとつお願いいたします。

○小島政府委員 最初に政令をいつまでというお話でございますが、極力急いで現在やつておりますので、いついつまでという点は御容赦いただきたいと思ひます。

それから、体制の整備の問題はまさにおしやるように、非常に私も弱っております点は、事態が必ずますます深刻化するということがはつきりしておりますれば、これはもう定員の増加を含めて中央、地方、相当がっちりした体制をとらなければいけないうわけでございますけれども、石油の事情いかによつては、そういうところまでいかないで済む可能性というものの、また十分あるわけでございますが、そういう点から申しますと、いまの事態におびえたということばが適当でないかもしれませんけれども、永続的な体制としてあまりに大きな増員等を要求することは、現在のなるべく政府の経費を安くしなければいけないという大きな要請にもとることになりますので、この辺が非常に悩みの種でございます。その意味からも、私も定員増の要求というふうなものは、なるべくやはり必要最小限に押えて、むしろ先生おっしゃるような民間のチェックの機能というものを期待いたしまして、そのためにも苦情処理等の窓口についてなるべく整備をいたして、民間の方々の協力のもとに監視体制をとつてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○石田(幸)委員 小島局長の御答弁、わからぬでもないですけれども、しかし、この法案を施行する段階におきまして、やはり国民全体が一番望んでいることは、そういう違反行為が起きたときに、私たちが一番被害をこうむるではないか。その被害をこうむったときに、どこへ訴えに行けば

いかということを確認にしてもらわなければ、これは国民がそういうような被害をこうむるだけではない、政治への不信感というものは、ますます高まってくるわけでしょう。これを解決しなければ、この法案を施行する意味がないといつても過言ではないと思うのです。一体その点どうしますか。

○内田国務大臣 おっしゃるとおりでございます。そこで、実はもたないたしてありますのは、この法律の中の条文もございまして、中央官庁の役人ばかりでなしに、その中央官庁の出先の国の官憲、官憲といいますが、支分部局の長のみならず、とどのつまりは、やはり消費者に密着する地方公共団体にその必要な権限を委任することが必要だろ

うと考へます。条文もそのようにできているわけでありまして、ところが地方公共団体にいろいろの経費の問題もございまして、かつまた、いろいろの国の法律の仕組みがむずかしい、ございまして、課徴金というのは、国庫に収納する国庫金の徴収権というものは、都道府県知事まではあるのでありますけれども、同じ地方公共団体でございまして、市町村長にはその課徴金を取る財政上の仕組みがないという問題などもございまして、いませつかく詰めを急いでおるわけでございますが、要は末端まで監視や調査の権限が行きわたって、そうしてこの法律の目的が達成されるようにいたしたいと考へております。

○石田(幸)委員 いや、これで終わりますが、私どもの試算によりますれば、東京都だけをとり上げてみましても、監視体制をしくのにも職員を五百名ばかり増員をしなければならぬ、こういうことでございまして、さらにそういった苦情処理をするための職員等を考へますれば、おそらく六百人前後はどうしても最低必要であらうというふうなことを、いろいろな都議会の人たちと話し合つて試算をしたわけでございますけれども、東京都の場合には日本の人口の一割ということでございますから、地方自治体の状況を入れますれば、六千人

から七千人ぐらひはどうしても職員を増さなければ、この法律に対応できない、そういうような状況にあるということをお考へをいたしたい、なお不満でありますけれども、そこら辺の問題が逐次あかされるに従つて、さらにまた御質問を申し上げたい、こういうふうに思います。

では、その他の質問は留保いたしまして、一応終わります。

○平林委員長 和田耕作者。

○和田耕作者 私は、この六月でございまして、前の経済企画庁長官の小坂さんに、企業の利潤を制限をしないといふことを中心にして質問をしたことがございまして、そのときに初めて小坂さんの口から、国民生活安定法案のようなものを考へておるのだというお答えがありました。そういうこともありまして、この法案については非常に深い注意をもつて見守つておる一人でございますけれども、いまいろいろ論議しておるものを拝見しておりますと、この法案は書かれておる条文よりも、運用のしかたにかんよつて、どうにでもなるというふうな評価が行なわれておるわけでございます。

この点は、非常に重要な点だと私は考へておるのですけれども、まず第一に、その問題を考へる場合に、政府が現在の客観的な経済状態をどのように認識をしておるのか、このことがもう一つはつきりしない。予算委員会でもいろいろ質疑が行なわれておりますけれども、きょうもまた、いろいろ質疑が行なわれておりますけれども、政府として、この事態をどのように評価しておるのか、ばらばらの感じがいたします。田中総理のいろいろな答弁をずっと聞いておりますと、この一年、長くとも二年ぐらひじつとしんばうしておれば、またよくなるのだ、まだ高度経済成長できるのだというふうな考へ方が、どこかにあるような感じがしてしかたがない。しかし、そういうふうな考へ方で現在の状態が乗り切れるかどうか、私はできな

いと思ひます。したがつて、もう少しいまの状態というものを深刻に受け取つてみる必要がある。つまり自由放任、自由経済を中心とした高度経済成長の時代はもう終わったのだ、まだはつきりわからなけれども、新しい一つの状態に入りつつあるのだ。田中さんもそういう転換の問題を主張しておりますけれども、それを言いながらも、どうもやはり一年ぐらひじつとしんばうしておれば、また石油も少しよくなるようになるかもわからぬ、そうすればまたものとおりだといふような感じ、そういう感じをいまの経済に對処しておると、とんでもない間違ひをおかすおそれがある。私は、この数ヶ月は非常に大事だと思ひます。

そういうふうな意味で、経済企画庁長官の御所信を最初に承りたいのですけれども、いまの事態を、一年あるいは二年しんばうしておればよくなるのか。あるいはまた、いまの時代はかなり深刻なものだ、これからは限られた資源、しかもいままよりは大幅にダウンした資源を前提として、いろいろな計画をつくつて進めていかなければならぬのだ。いまの日本の経済は太り過ぎておるのだ。中曾根さんの表現をかりれば、大東亜戦争のガダルカナルまで行つた、あれからの撤収作戦がうまくいかなかつたので、経済的にも大きな撤収作戦が必要なのだ、こういうふうな見方をする人もおるわけですから、長官は、どういふふうな基本的な認識をもつて、この経済の苦しい状態に直面しようとしておるのか、あるいはこの法案をどういふ気持ちで運用しようとしておるのか、これについての御所信を承りたい。

○内田国務大臣 和田さんのお尋ねは、私のような微力な者に十分な答えがでないかもしれませんが、しかしこの法律は、国会で御可決をいただければ直ちに施行するつもりであります。そうしますと、ごらんくださるようには、この法律の一条には、「物価の高騰その他の我が国経済の異常な事態に對処するため」とあるわけでありまして、私どもがこれを施行しようとする決意であります。

限り、私は、現在は物価の高騰その他が国経済の異常な事態にあるという認識に立つものであります。ただしこの事態を、予算委員会等で論議がございしたように、インフレと言ふか言わなかつたことにつきましては、単に学問上の定義とかいふことでなしに、政治の責任を負われる総理大臣としては、ほかいろいろな、対応したり影響するところがございますから、インフレではない、物価の異常な事態をさういふところの表現にとどめておられるようでございますけれども、私は、物価の問題を注視をいたしまして、その異常な状態であるところから出発いたしてまいりたいと思ひます。

ただ、これはお互い政治家として考へますときは、少し言い過ぎたことを言うようになるかもしれませんけれども、日本の人口は毎年百数十万人ずつふえますし、また社会福祉、社会保障の面を取り上げましても、まだ福祉元年とかなんとかいう言い方をしたばかりでありまして、これから先の方面にも充実をしていかなければならぬことを考へますと、ふえる人口、われわれのむすこや孫たちに職業を与えながら生活水準をはなはだ落とさない、しかも社会福祉を充実していくとすれば、やはり長期的な見通しや長期的な希望というものも国民から抹殺することは政治家の見識でもないし、また良心でもないように思ひます。

したがつて、いま石油の問題を中心として心配すべき事態はあるわけでありまして、また事実、これは国際的な状況にも影響されるところが多分でございますし、今日切られております石油は、これも御承知のようにアラブの諸国、つまり日本が輸入する石油の四〇％に当たるアラブの諸国から受け入れる石油がカットされておるわけでありまして、その他の諸国から来る石油につきましても、その方面の強化策も政府としてはいろいろ手を打つておることもありますが、このままうめいつてしまつて、大東亜戦争の例をお引きになつたけれども、撤収作戦であつた降伏条項

を待つばかりだということには私は決して思っておりません。この異常な事態を乗り切るために、政府はより真剣になり、また国民の皆さま方にもぜひ協力をしていただきたい、かように考えるわけでございます。

○和田(耕)委員 先ほど石田委員の質問に対して小島局長さんは、石油がもっとよけい来るようなことがあれば、状態は非常に緩和されてくるということもあるのですが、統制に必要な、あるいは計画に必要な要員についての見当がつかないんだというお話がございました。これは事務当局の責任者としての率直な御意見じゃないかと思うのです。

しかし、この段階に来ると、もうこれはすぐ前の高度経済成長の状態に返ることはないというふうに断定をするような見通しを持たないという、一、二年すればまたもとへ返ってくるんだという見通しだと、やることなすこと全部が中途はんばになる。しかも非常に大事なこの時期を、中途はんばな政府の施策しかできないということをおそれるがために、その問題については非常にオーバーな見方をする人もあると思います。しかし、少なくとも高度経済成長の時代、自由な経済状態に返ることはおそらくない。つまり、自由な社会を私どもはどうしても守っていかなければならぬと思う。自由な国民生活を守っていかなければいかぬと思う。そのためには経済の場面では、かなり計画的な、あるいは統制的な運用というものが不可欠である。客観的な状態を見れば、そういうふうな一般的な判断に立っていかなければならぬんじゃないか。そういうふうに見てくれば、私は、この国民生活安定法案というものは、うまく巧みに運用すれば、いや、正しく運用すれば非常にプラスの一つの法案になると評価したい、そういうふうな意味でいま申し上げておるわけです。

そこでいま先ほどから問題になっております標準価格の問題についてお伺いしたいんですけれども、長官の話は、先ほどから聞いておりましたけれども、はつきりしない。というのは、つまりこの問題を突き詰めていく場合に確信がないんじゃないか、まだはつきりした基準なり、はつきりした算定の基礎なりというものが頭の中に描かれてないんじゃないかという感じがしてならない。そこで、ひとつ長官にお伺いしたいのですけれども、この十一月二十九日、田中総理がNHKで所信表明がありました。特にこの問題に触れての所信表明がありました。そのときに、標準価格の問題に触れて、彼はこういうふうな発言をしております。かけ込みできて——標準価格がきめられるからいまのうちに値段を上げておけといったような、かけ込みの引き上げは許さない。それに對しては、四十八年の一月から十月までの平均をとって、それを基準にして標準価格をつくったかどうかと考へておる、事務当局に命令している。こういう発言がある。これははつきりしたNHKのテレビでの発言です。この標準を、政府あるいは長官としてどのように現在御判断なさっておるのか。

つまり、私申し上げますのは、生産費あるいはコストあるいは適正利潤といつても、あるいは業界といろいろ話し合うということも必要だと思ふ。しかし、政府としての標準価格をこのようにきめていくべきだという基本的な態度がなければ、業界と話し合つておると、業界べつたりになつてしまふ可能性が十分にある。それを持つておれば、十分業界と話し合つていくべきです。つまり、そういうふうな一つの政府の基本的な気持ちのあれとして、田中総理は、一月から十月までの平均の価格を基準にしたいという、これを事務当局に命令してあるという発言をなさしている。これは私、一つの客観的な基準になる標準だと思ふ。

これを長官、いかがにお考えになっておるのか。つまり、一月から十月までの価格の平均というものを標準価格の基準にするという総理の考へ方、どういふようにお考えになるのか。

○内田国務大臣 和田さんのお話、いろいろ私どもに好意を持つてお話し私は承るわけでありまして、私が申し上げたのは、決して自信がないというわけではございません。それは、たとえばいろいろの面がございしますが、その指定物資としてトイレットペーパーというふうなものをとりましても、私はトイレットペーパーについて深い知識があるわけではございませんけれども、しかし二百ぐらいの品目があるといわれております。そこで、その二百の品目につきまして標準価格を全部つけるわけではないわけでありまして、その品目の中から、法律にもございしますが、標準品目というものをまず選定をしまして、その標準品目について標準価格をつくるわけでありまして、さて、標準品目とは何ぞやということになります。おそろく値段の高いやつでもないし、安いやつでもないし、厚過ぎるやつでもないし、薄過ぎるやつでもないし、また上等過ぎるやつでもないし、粗末過ぎるやつでもないという標準的な品目なんではないかと、その辺に——やはり私は、メーカーにもより、販売者にもよつて値段のばらつきもあるだろうから、そのどこをとるか、二百の品目のうち、標準品目として五つをとるか、十をとるか、その辺にたぶんなるだろうと思ふ。そのことについての確信が私にないということ、は事実であります。しかしやり方としては、行き方としてはそういうことでいきますから、それは私が確信がないのではなしに、標準価格というものはそういうものだ、こういうふうになすお考えをいただきたい。

しかし、しこうしてどういふ値段をつくるかということになりますと、実は私、田中総理の十一月二十九日の演説をそのまま聞いてはおられませんけれども、和田さんのおっしゃること、そのとおりあなたはお書きとめになられたのでしよう。総理としてはそう考へておられたと思ふ。総理はなかなか決断と実行力があつて、荒っぽい方ですから考へたのでしようが、しかし、実際の責任者としての私としましては、一月から八月までの間には、たとえば消費者物価指数をとりましても、卸売り物価指数をとりましても、御承知のような非常な開きが出てきております。これは物価ばかりでなしに、その間の賃金上昇という

ものもございしますから、何でもかんでも一月から八月までの間の平均価格をとれば、それにしかるべき扱い手数料を乗っければ済むというものでないかもしれない。私どもが、私がたびたび先ほどから申し上げるように、この法律が施行されるまでの間のかけ込み値上げとか、あるいは、かけ込み値上げでなくても、不当な利益をむさぼつておつたようなものは、そういうものは吐き出したところ、その標準価格というものは洗い直してつくる、こういうことが精一ぱいでございまして、たとえ総理がそう言われても、一月から八月までの間の平均価格をもって標準価格とする——そういうことができるものもあるかもしれない。しかししこういふわけにはいかないだろうということをお私に正直に申し上げておられます。

○和田(耕)委員 そのいまの田中総理のNHKの談話というのは、私ここに持っているのは毎日新聞の談話を紹介したあれを見ているのですけれども、これは各新聞におそろく載つたので、私も直接聞いたことだし、この新聞は、十一月二十九日のNHKの放送ですから、たぶん三十日でしょう。……

○平林委員長 内田長官、一月から十月までです。○和田(耕)委員 これはいまおっしゃるとおり、一月から十月までの重要な物資の平均をとれという趣旨の総理のこの発言は、この中でうまい価格が出るということは私も思いません。思いませんけれども、総理も、基準をこういふところを求めたらどうなんだというところですね。文字どおりこれでやれというのを総理だつて言つていやしな。つまり、政府がそういう自分の腹がまえなりの基準を持たないで業界と話し合つと、これは業界のペースになりますよ、政府は知らないんだから、態度がないんだから。

ただ、たとえばセメントならセメントの一月から十月までの価格の動きがこうだ、この平均をとればこの額だ、そうすると、これを目安にして政府は標準価格をきめたいと思ふんだがどうかというふうな話して、そういう態度をとつておれば、

ものもございしますから、何でもかんでも一月から八月までの間の平均価格をとれば、それにしかるべき扱い手数料を乗っければ済むというものでないかもしれない。私どもが、私がたびたび先ほどから申し上げるように、この法律が施行されるまでの間のかけ込み値上げとか、あるいは、かけ込み値上げでなくても、不当な利益をむさぼつておつたようなものは、そういうものは吐き出したところ、その標準価格というものは洗い直してつくる、こういうことが精一ぱいでございまして、たとえ総理がそう言われても、一月から八月までの間の平均価格をもって標準価格とする——そういうことができるものもあるかもしれない。しかししこういふわけにはいかないだろうということをお私に正直に申し上げておられます。

業界と話し合うことは当然でしょう。業界と話し合つて業界が納得しなければ、なかなか末端までその価格を守ることができないでしょう。守れなかったら、これを取り締まるような人がおれば別だけれども、人なんかおられない。公取がいまいちいろいろなことをやっておられるけれども、おそらく公取はいまねじりはち巻以上の努力の連続でしょう。いろいろなあれをやっている。そういうときには、業界と話を付けて、そして業界のいろいろな組織を通じて価格を守らせるといふことも一つの案です。

その場合には、しかし政府として業界の言うままにならないような基本的な態度が必要で、そういう態度の一つの目安として、一月から十月までの平均価格というものは確かに一つの目安になると思う。そういうものを政府として自主的に持たないと、今後ますます重要になってくるこの価格決定の問題について、国民の期待に沿われないのじゃないか、こういうことを申し上げておるわけです。

そこで、その問題と関連をして、長官もおっしゃる通りに、生産費を、あるいは適正利潤を中心にして、いろいろ取引の事情なんか勘案して標準価格をきめるとおっしゃる。きめた場合に、それでは、この価格は千円なら千円のうちで生産費はどれくらいになっていきます。適正利潤を何ぼ考えておられますか、これは明らかになさるでしょうね。その点をひとつお聞きしたい。

○小島政府委員 ただいま私どもの考え方は、政府の責任においてそういう計算をいたしまして、これを標準価格とするということで、内訳等についての公開はいたさないつもりでございます。

○和田耕委員 この公開は、第一段階の標準価格の段階ではいいのですけれども、第二段階になって、これを指示して、そしてこれがもし守らなければ相当の罰則を課するという場合には、やはり政府としては、その標準価格の問題について、原価が、これが何ぼ何ぼとこまかいことは必要でなくとも、たとえば千円の中で、六百円はこれは

生産費だ、あるいは二百円は適正利潤の評価だ、その他諸掛かりが何ぼだ、これぐらいのことをはっきりさせないと、これはいろいろないまでもずいぶん出ておる。つまり高値安定とか、いろいろな痛くない——痛いかもわからぬが、痛くない腹を探られることになる。その程度のこと——国民がそれを守らなければ罰則を課するので、それから、そういう責任のあるものだから、政府としても、こまかい、微に入つた原価の公表なんということは必要でないと私は思う。思うけれども、生産費は何ぼ何ぼだ、適正利潤は何ぼだというぐらゐのことは示さないと、これは国民が安心してこれについていく、あるいは安心して法律を守っていく道ではないと私は思う。この点いかがでしょう。

○内田国務大臣 私、妙なことを言うようでございますが、同じ国会議員としてここに並んでおつた者でございますから、あなたたいへん違つた考えを持つてはならないのです。しかし、そのやり方につきましては、これから政府内部においても議論をしていかなければならない面があると思ひます。

これは、こまかい言い過ぎましたらば直ちに取りますから、委員長にもひとつ御了承を得たいのでありますが、たとえば特定標準価格といふものをきめますのに、人民管理的なきめ方をするといふようなことは、とうてい私はできないところだと思ひますので、その辺との関連においていろいろ研究をさせていただかなければならない面があると思ひますので、その点はお含みおきいただきしたいと思います。

○和田耕委員 その点はよくわかりました。だから、私もこまかい原価計算が何ぼ何ぼというやうなことを申し上げておるわけじゃありません。

ただ、標準価格といふのは、一つの製品の標準的な品目でしょう。たとえば繊維の場合にいろいろなものがある。その中の標準的な品目を選ぶわけですね。そうでしょう。そういうふうなことであれば、標準的な品目がどういふふうな根拠で標準

価格がつくられたかといふことぐらゐは、何かの形で明らかにしないと国民は安心できないということになるのじゃないか。その点については、ひとつくふうも二くふうもしていただきたいと思ひます。いかがでしょうね。私はできぬことではないと思ひます。

○小島政府委員 課徴金を取ります場合の相手方に對しましては、この十條の三項に一種の宥恕条項といふのがございまして、いろいろしんしゃくしなければならぬ事情といふやうなものは考えるわけでございます。ですから、そういう人に対しては、政府の特定標準価格といふものがこつう内容なんだといふことは、当然言わなければいかぬと思ひますけれども、一般的にこれを公表するといふことは、現在の段階では私どもは考えていないわけでございます。

○和田耕委員 まあその点は、ひとつ今後とも慎重に、そして前向きに検討なさらないと、国民は安心しないし、政府を信用しないといけなわけですね。だから、私は微に入り細にわたつて原価を出せなんだといふことを言っているのじやありません。したがって、この法文にも原価と書かないで、「生産費」と書いてある。原価とは書いてない。生産費といふことになれば、いろいろなものが合はせてくる。それぐらゐのものは、やはり国民に示していかないと、政府を信頼する重要な第一歩がおかしくなるといふ感じを持つので、その点については特に御検討をいただきたいと思ひます。御検討いただけるでしょうか。

○内田国務大臣 決してこまかい返す意味ではございませんが、和田さんがそれだけのことをおっしゃってありますことは、速記にも残りますし、私はもちろん、ここにおる政府委員もみな聞いておるわけでありまして、そういう傾聴すべき御意見があられたことを私は銘記をいたします。

○和田耕委員 それから標準価格と関連しても一つお伺いしておきたいのですが、これは先ほど局長もちよつとお触れになつておられました。が、標準価格の第一段階と特定標準価格という第

二段階——この法文では、第一段階を経て、それでも効果がなければ第二段階へ移るといふ法文になつてゐると思ひますけれども、物によつては、もう最近のような事態になると、第一段階でゆつくりやつてゐる時間がない、直接に第二段階に入るといふ状態もあり得ると思ひますが、これはこの法文との解釈でどういふことになりませうか。

○小島政府委員 法文上は、必ずしも第一段階を経なければ七條にいかないといふことになつておりませんで、「第三條から前条までに規定する措置を講じてもお指定物資の価格の安定を図ること」が困難であると認められる場合において、ということでございますので、認めれば直ちに第二段階に入り得るといふことでございます。

○和田耕委員 それでは、第一段階を経ないで直ちに第二段階に入ることもできるというふうな理解していいですね。これは非常に重要な点で、まあ私、しろうととしてこの法文を読めば、第一段階を経なければ第二段階に進んでいけなもののかといふふうな感じを受けたもので特にお伺したいのですけれども、それは間違ひないですね、大臣。

○内田国務大臣 政府委員が答弁をいたしましたとおりよろしいと思ひます。

○和田耕委員 それでは、次に所得政策の問題に触れてみたいと思ひます。私、六月に小坂さんに質問したときは、企業が大きな利潤を得ておるものに対して、利潤の制限をする必要がありはしないかといふことを中心にして質問をしたのに対して、小坂さんは、国民生活安定法のようなものを考えておりますといふ答弁でした。これは幾つかの新聞でかなり大きくあれておりますから私も記憶しておるのですけれども、つまり価格をきめるといふことは、企業の利潤の一番重要な要件の一つなわけですね。しかも、それを守らせるといふことによつて、企業の利潤は非常に制限されてくるわけですね。そうですね。また、価格をきめるといふことは、価格の重要な要素になつてゐる労働賃金に対しても間接的な

り大きな影響を持つということですから。そうでしょう、価格をきめるというわけですから。

つまり、この国民生活安定法というものは、所得政策をやらぬとかやるとかいうことは別に、物価と利潤と賃金に対して大きな影響を持つ、ある意味で決定的な影響を持つ要素に対して政府が介入を始めたということになりはしませんか。その点、いかがでしょう。

○内田国務大臣 私はたいへんむずかしい答弁をしなければならぬことになるわけでありすが、お答えを少しわきにそらさしていただきますけれども、わが国では、これまでのところ、所得政策は、それに踏み込むことには、国民的の合意ができていないんだということを前提としてこの所得政策の問題を取り上げておりますから、いま和田さんからそういうお尋ねがせつかくございまして、私がここで、これは総理大臣のインフレ論と同じような政治的影響を持つものですかから私が申し上げるのでありますが、お説のとおり所得政策に踏み込んだことになりましてという御答弁は申し上げることができないし、私がまだそのところを突き詰めておりません。ですから、私は所得政策があるとかないとかいうことをここで申し上げませんが、たいへん考えさせられるところがあるということだけをお答えをさせていただきます。

○和田(耕)委員 私は、所得政策というものがただ労働者の賃金を抑圧するというイメージがあるので、これは間違つたイメージだと思います。したがって、この際、政府も何か問題の焦点をはずさないで、いまの状態の非常な困難さを考えてみれば、もつとまともに正しい政府の態度というものを表明する必要があると私は思うのです。

私は正しく理解された所得政策は必要だと思ひます。つまり、価格の統制というものは、一番効果のあるのは価格の凍結です。ある時点で価格を凍結するということは、一番効果のあることだと思います。この妙な、標準価格をきめるとか何とかいうことは、非常にむずかしい。しかし、ある時点

で価格を凍結する、この時点において価格に対する基本的な政策を打つ、したがって、凍結ですから臨時的なものになる。こういう態度は私は必要だと思ひます。単にそれが労働賃金の抑圧ではむろんない。労働賃金の抑圧は一番最後でよろしい。一番あと回しでよろしい。まず利潤の制限だ、あるいは凍結で利潤の制限だというふうなことで、そして最後にその労働賃金のほうに対して合理的な形の手を打っていく。つまり、こういうことを考えなければならぬという事態ではないですか、いまの事態は、卸売り物価が二〇〇以上、小売り物価が一五〇、しかもこれがますます大きくなつていく、こういう事態を前にして、その事態が深刻であるという認識があれば、私は当然そういう問題について考えなければならぬ時期ではないかと思ひます。いかがでしょう。

○小島政府委員 確かになかなか深刻な事態でございまして、私も、その意味で、こういう法律をつくりましたからすべて問題が解決するとは考えていないわけにございまして、やはり石油の供給削減に伴う供給力の減少に見合つて、総需要を一日も早くそれに合わせて調整するといふことが、一番基本的な物価対策であると思ひます。そういうものに対して、やはり十分でない場合もございまして、補完的な意味を含めて、こういう法律が必要である、しかも、最悪の事態に對しました場合には、おっしゃるような意味で、まさに物統令的なものを考えざるを得ないといふような位置づけをしておるわけでございまして、それから、おっしゃることもわかりますけれども、ストップ令というのは、先ほど申しましたチェック機能とも関連いたしまして、はたして、ある店がある日にどういう値段で売つていたかというところをチェックすることが非常にむずかしいといふこと、いたずらに正直者がばかを見て、不正直な人が値をつけかへてもわからないわけにございまして、実際問題として、これはやることとが非常にむずかしい問題であるといふふうに思ひます。

それから、先ほど私の答弁に関連いたしまして、和田先生のおっしゃつた点に關してちよつとお答え申し上げましても、私も、まさに、石油問題が解決すれば、またかつてのように高度成長が可能であるといふふうには考えておりません。どうしてもやはり石油の供給というものは今後制限的になつていくといふことは、十分予想されますので、ただ、その場合に、かりに年に六、七％とか八％とか、その程度の物理的な成長率が可能であるようなことであれば、これはいまのような、この法律で考えているような最悪の事態に適應した体制をとらなくても、これは合理的な総需要調整で十分調整し得ると思ひます。

問題は、これからの石油の削減がさらに大幅になつていくという場合に対して一番困ります点は、その短期間の間、成長率がむしろ縮小再生産と申しますか、その過程が一番苦しいわけでございまして、そのあと、ある程度の石油の供給が増加の傾向に少しずつでもふえていきますれば、これは成長率は低ければ低いなりに、適應することには決して不可能ではないと思ひつけてございまして。その意味で、先ほど私が申しましたチェック機能に關連して、大幅な増員等を用意するかどうか非常に問題だと申ししたのは、決して、のど元過ぐれば、あとは前のようなフリーな成長が可能になるというふうには考えているわけではないといふことを申し添えたいと思ひます。

○和田(耕)委員 まあ、局長さんのおっしゃることとはわからぬじやないし、こういう問題について局長さんの御見解というものは、やはり重要な政治決定の問題ですから、あなたがおっしゃるけれども、来年の一月、二月の段階で物価の凍結令が出ないと保証できませんか。

○小島政府委員 そういうことにならないように、全力をあげねばいけぬといふふうには考えております。

○和田(耕)委員 まあ、そういう政治的な答弁はもうそれでいいんですけれども……。

したいと思ひますが、いまの小島さんもおつしやつたとおり、石油の問題は非常に重要であり、また今後石油がいままでどおり来るなんということは、私はほとんどないと思ひし、また、あまりおべっかばかり使つて石油をもちろつたて、これは他の意味でおかしなことがある、私はそう思ひますよ。

このアラブ石油戦略でもって、世界は今後の資源、経済的な権力外交に転化しておる、これが食糧であり、鉱物資源であり、いろいろな資源で権力外交に振り回されてくる、この見通しのほうが正しいと私は思ひます。そういうふうな意味で、通産省としても経済企画庁としても、本格的に日本にある資源の利用というものを考えなければならぬと私は思ひますけれども、この腹のくくり方も、いまの事態の認識のしかたにかかつてくるわけですよ。

そういうふうな意味でお聞きしたいのですけれども、石炭の増産の問題あるいは太陽熱の利用の問題、核の利用の問題、この現在の状態がどういふところにあるのか、将来どういふところまで持つていくのかといふことについて、ごく大ざっぱでいいですから、ひとつはつきりした政府としての見通しを——見通しといふのか、なければいいんです。ないかもわからない。それから、あればどういふふうなものになるのか、そのことをお伺ひしたい。

その前に、私は先ほど忘れておつたのですけれども、大蔵大臣がきょう来てもらへると思つたのですが、大蔵政務次官がいらつていますから、先ほどの所得政策の問題ですね。中川さんは非常に正直で大胆な方ですから、大蔵省としての考え方をぜひともききようお聞かせいただきたい。

○中川政府委員 物価問題は、今日、日本にとつてたいへんなことでございまして、必要があれば所得政策もあえて辞さないという姿勢は必要であらうと思ひます。

ただ、今日の物価高の原因として考えられますものは、コスト要因として、海外の物価高といふ

ことが非常に大きく原因いたしております。国内的には需給要因が国内総需要の拡大を大きくして、拍車をかけて大きな物価高になっておる。でありますから、現在としては、何よりも何よりも総需要の抑制ということを中心にしてやるべきだ。和田先生御指摘の、今度の安定法案によって物価に介入をするということは、これは所得政策ではないかというお尋ねであります、いわゆる所得政策ではない。国民が心配いたしておりますのは、何か労賃をカットするのではなからうかということでありますから、そこまではいく必要はない。

しかし、所得政策というのは、御承知のように、賃金に、利潤に、そうして最終的には価格、この三つのものを抑制するところが所得政策のねらいでありまして、緊急避難とはいえず、今回価格に介入したということは、大きな意味、広い意味で言うならば、そういうことがあるいは緊急避難として考えなければならぬ事態になってきた。

ただし、先ほどから言いますように、所得政策に踏み切ったといえますと、何か労賃をカットするということになりますと、まだまだ国民の合意を得られる段階ではありせんから、そのことばの使い方については慎重を期していかなければならない、こういう考え方を持っておるわけでございます。

○木下説明員 石油にかわる代替エネルギーの見通しでございますけれども、私のほうでは、来年度からサンシャイン計画と銘打ちまして、太陽エネルギー、それから地熱、それから石炭のガス化、液化並びに、二次エネルギーでございますが、水素エネルギーの開発をやろうと思っております。

それで、特に太陽のお尋ねがございましたけれども、太陽エネルギーにつきましては、いままでも工業技術院の研究所で基礎的な研究をやっております、来年からひとつ本格的に取り組みたい、こう思っております。

それで、この太陽エネルギーの利用のしかたは、一つは冷暖房でございます。それから一つは発電

でございます。それで、冷暖房のほうにつきましては、昭和五十五年ごろまでに本格的なシステムを開発をいたしたい、こう思っております。それから発電のほうにつきましては、十萬キロワットクラスの発電をいたします昭和六十年ごろまでに、それからもっと大規模な、たとえば百萬キロワットといった大規模のものを昭和七十五年までに開発をいたしたい、こういうふうに考えております。

○和田(耕)委員 もう私に与えられました時間が来ましたからこれで終わりますけれども、長官、ぜひともひとつこの事態に対して——それは田中さんはああいふ性格の人ですから、成長という看板をつけたような人ですから、やはり成長の時代というものがいよいよ倒れる直前までそういうことをお考えになる人じゃないかと思うので、そういうことでは、いまの経済の非常に苦しい場面というのは切り抜けることはできない。もつといまの状態を深刻に受けとめて、いままでの成長の時代は終わったのだ、今後成長率が二%か四%か六%か知らないけれども、いままでは違った体制に入っていくかなければならない、少なくとも経済の場面ではかなり効果のある計画と統制というものが必要ならなければならない、そういう意味で、この法案はかなり重要な意味を持っていると私は思います。経済でそういうことがあったとしても、それは国民生活が自由でありたいために私どもはこれをやるわけですから、経済で統制をやるのが社会全体の統制に入っていくわけではな

いのですから、お互いの国民の自由を確保するために経済の部面で必要な統制に入っていくわけですから、田中さんもよく言っておるが、こんなことはやりたくないけれども、まさかのときの準備なんだという考えではこれはいけないのです。もう資本主義経済の一つの大きな壁に入っている、この壁からまた共産主義の国に行くなんてことは思っていないし、そんなことをやってはいけないと私は思っております。それだけに、このような新しい統制のやり方全体のスケールがどういうものになるかはつきりしないけれども、もっと統制と計画に対して確信を持つてもらいたい。そうでないと、この時世はやっていけませんよ。やがて自由に返るなんてことを考えてこういう——第一、これは法規自身の運用ができませんよ。そのことを特に強く要望しまして、質問を終わりたいと思います。

○平林委員長 次回は、明十二日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後九時四十七分散会

